

# 柳宗元瑩地“萬年縣之少陵原，實棲鳳原”考釋（下）

## — 唐代長安南郊の“原”と“鄉” —

戸崎哲彦

### IV 唐代万年県の“鳳栖原”と“郷”

唐長安南郊の原丘の所在について重要な資料となるのが墓誌・墓碑等の類である。しばしば“原”名と共に郷里村名が併記されており、また出土している例も少なくない。近年の出土物については、精確な出土地点が報告されており、記載されている唐の原・村等の位置が特定可能である。以下、これらを基礎資料として唐代の状況に迫る方法をとる。

#### 「棲鳳原」と「鳳栖原」

まず、唐代の墓誌・墓碑等で管見に及んだ「鳳棲原」及びこれに類する語を含む例を表にして示す。

唐代墓誌碑等に見える「鳳栖原」				
	墓主/撰/年	所収資料	葬地	出土(出自)
01	鄭紹方誌/裴次元/ 元和五年(810)	《目》195,《補》1-259, 《唐》(10) 611-6913、 《彙》續815	窆於萬年縣龍首郷之 孟村……國東郊兮川 原長……鳳栖龍踞起 高崗	元和九年遷葬於偃 師(《古》1986-5)
02	王承宗妻李元素 誌/劉礎/大和六年 (832)	《關》2,《目》214,《北》 30-122,《唐》741-8637, 《彙》2129	歸葬於京兆府萬年縣 龍首郷成義里鳳栖原 ……成義之里,鳳栖 之崗	陝西西安(《北》)/ 石舊藏渭南趙氏, 後歸陶齋(《兩》)
03	蕭勝誌/闕名/永徽 二年(651)	《關》5,《目》17,《北》 12-32,《唐》992-13888, 《彙》	窆於萬年縣寧安郷鳳 栖之原	陝西西安(《北》)/ 石已佚(《兩》)
04	玉真公主誌/王縉/ 上元元年(760) <sup>(1)</sup>	《寶刻叢編》8引《復齋 碑録》,《目》162	葬萬年縣寧安里鳳栖 原	

(1)《唐》に未収、『全唐文補編(上)』(中華書局2005年)卷51「王縉」(p618)は『金石錄』卷27に拠って収録。

05	顏勤禮碑/顏真卿/ 大曆十四年(779)	西安碑林藏,《提》7, 《唐》341-3909	歸窆於京城東南萬年 縣寧安鄉之鳳栖原	縣南二十里三趙村 ((《太平寰宇記》25 《萬年縣》“顏師古 墓”))
06	顏幼輿碑/顏真卿/ 天寶九載(750)	《唐》341-3914	窆於萬年縣鳳棲原先 塋西北	
07	顏 杲 卿 碑/天 寶 十五載(756)	《唐》341,《新唐書》192	葬長安鳳栖原,季明、 遯同塋	
08	顏允南碑/顏真卿/ 寶應元年(762)	《唐》341-3913	葬於萬年縣鳳棲原先 塋之北	
09	顏允臧碑/顏真卿/ 大曆三年(768)	《唐》341-3915	歸附君於上都萬年縣 鳳棲原先塋之北	
10	顏真卿行狀/殷亮/ 貞元二年(786)	《唐》514-6020	附葬萬年縣鳳棲原之 先塋	
11	仇士良碑/鄭薰/會 昌三年(843)	《唐》790-9436	萬年縣寧安鄉鳳棲原 社季村	高望堆村((《圖》 108))
12	李勝才誌/鄭權/咸 通九年(868)	《學》2007-3(37)	窆于京兆府寧安鄉鳳 栖原之先塋	南 郊 北 池 頭 村 ((《程》))
13	張師儒誌/蔡德章/ 廣明元年(880)	《關》2,《目》254,《彙》 2503,《唐》827-10408	歸葬於萬年縣寧安鄉 ……在鳳棲原也	
14	張楚賢誌/張思訥/ 龍朔二年(662)	《目》36,《陝》3-59, 《補》1-44,《唐》993- 14089,《彙》續126	遷厝於萬年縣洪固鄉 鳳棲之原	三爻村新安建材廠 內((《陝》)/東三爻 堡村((《圖》)下40))
15	張楚賢妻王氏誌/ 闕名/麟德元年 (664)	《目》41,《陝》3-67, 《補》2-195,《唐》993- 14147,《彙》續145	遷厝於京城南萬年縣 洪固鄉鳳棲原	
16	三景法師(韓自明) 誌/趙承亮/大和五 年(831)	《彙》續906,《新》下 688	遷神於京兆府萬年縣 洪固鄉胄貴里之鳳栖 原	長安縣((《新》))
17	李景裕妻王循誌/ 李景裕/開成元年 (836)	《目》218,《陝》4-113, 《補》2-80,《唐》757- 8915,《彙》續1177	葬於萬年縣洪固鄉鳳 栖原	石藏小雁塔保管所 ((《陝》))
18	馬浩誌/馬莘/貞元 十四年(798)	《目》184,《補》6-110, 《唐》480-5677,《彙》續 765,《出》貳177,《提》 108,《新》中579	遷窆於萬年縣高平鄉 鳳栖原	西安市南郊((《提》, 《新》))
19	王同人妻裴氏誌/ 王 煥/天 寶 四 載 (745)	《目》146,《北》25-90, 《彙》1586,《補》4-41, 《唐》363-4193	卜宅於萬年縣義善鄉 鳳栖原	石為載倫貝子攜去 ((《兩》))
20	史承式誌/庾承宣/ 貞元十四年(797)	《新》中576,《博》2006- 6	葬於京兆府萬年縣義 善鄉鳳栖原	長安區三爻村(?) ((《博》))
21	獨孤申叔志/柳宗 元/貞元十八年 (802)	《唐》588-6703,《提》 108,《新》中603	葬萬年縣鳳栖原義善 鄉	長安縣大兆鄉三益 村((《提》),《新》))

22	韋識誌/韋沼/大中九年(855)	《新》下783	窆於萬年縣義善鄉鳳栖原	長安縣大兆鄉三益村(《新》)
23	李推賢誌/崔錯/乾符三年(876)	《目》251,《北》33-152,《陝》2-131,《龔》2480,《補》3-279,《唐》812-10043	葬于京兆附萬年縣義善鄉大什村鳳栖原	大兆鄉伍村(《提》)
24	韋慶復誌/楊敬之/元和四年(809)	《馬》299	京兆府萬年縣鳳栖鄉少陵原、蘇州府君之墓之後	西安市長安區韋曲鎮東北原(《馬》)
25	崔瑛誌/闕名/開元十七年(729)	《禹》下唐8a,《目》125,《龔》1352,《補》7-371,《唐》997-15049	權殯於京兆府萬年縣洪原鄉鳳栖原之先塋之側	陝西省西安附近(《禹》下唐5b)
26	黃葉和尚誌/許敬宗/武德三年(620)	《目》1,《唐》152-1750,《龔》2	葬於萬年縣鳳栖原	原石已佚,有種模本(《兩》)
27	長孫白澤誌/闕名/顯慶元年(656)	《志》9,《目》24,《龔》續85,《補》7-255,《唐》992-13972	葬於萬年縣鳳栖原	今石存孝義陸氏(《兩》)
28	李爽誌/崔行功/總章元年(668)	,《考》1995-5,《目》48,《陝》1-43,《龔》493,《出》貳42,《補》1-46,《唐》175-2034	葬於雍州明堂縣界鳳栖原	雁塔羊頭鎮西曲江池遺址南岸(《物》,《考》,《圖》下42,《提》)
29	韋琳誌/韋胤/永昌元年(689)	《目》74,《陝》3-106,《補》3-26,《龔》續299,《唐》202-2317	葬於明堂縣鳳栖原	西安市郊區(《陝》)
30	裴回誌/王維/天寶二年(743)	《目》144,《唐》327-3699	附葬於鳳棲原先府君之塋 <sup>(2)</sup>	
31	周曉誌/闕名/乾元二年(759)	《目》161,《陝》4-30,《補》5-405,《龔》續677,《唐》994-15296	葬於萬年縣鳳栖原之西、先塋之右地	西安市長安縣(《陝》)
32	白道生碑/于益/永泰元年(765)	《關》2,《唐》371-4283	遷窆於萬年縣鳳栖原	咸寧鳳栖原(《關》)/向在鮑坡,今移府學(《咸》16-7b)
33	移先塋記/李季卿/大曆二年(767)	《北》27-66,《唐》458-5390	是用口叶永地,其原鳳栖。	
34	高光武碑/盧虔/大曆八年	《唐》444-5190	合附於萬年縣鳳棲北原	
35	張銳誌/錢庭篠/大曆九年(774)	《關》2,《北》27-132,《目》169,《龔》1782,《唐》409-4823	窆於京兆之鳳栖原	陝西西安(《北》)/原石藏渭南趙氏,後歸陶齋(《兩》)
36	薛舒碑/韋建/大曆十一年(776)	《英華》924,《唐》375-4333	合附於萬年縣棲鳳[鳳棲]原	

(2) 清・趙殿成『王右丞集箋注』卷26に「陝西志」:「鳳棲原在少陵原北」。

37	杜君妻韋氏誌/崔滔/建中三年(782)	《目》175 <sup>(3)</sup> ，《補》3-121，《唐》459-5405，《陝》4-48，《彙》續726	權厝于濮陽公塋之北隅，…… <b>棲鳳[鳳棲]原</b> 兮浴龍川	藏長安縣文物管理處（《陝》）
38	崔葛誌/韓南史/貞元十五年(799)	《目》185，《彙》續769，《陝》4-59	歸葬於萬年縣 <b>鳳棲原</b>	藏小雁塔保管所（《陝》）/石存宋氏城南草堂（《兩》）
39	尼惠因誌/周皓/貞元十八年(802)	《目》187，《彙》續783，《陝》4-62，《唐》482-5725，《補》3-135	葬於萬年縣 <b>鳳栖原</b>	西安市長安縣（《陝》）
40	嚴礪碑/權德輿/元和四年(809)	《唐》497-5872	葬於京兆萬年縣 <b>鳳棲原</b>	
41	盧綬誌/盧簡辭/元和五年(810)	《戴》，《目》195，《補》3-155，《唐》713-8114	歸葬於京兆府萬年縣 <b>鳳栖原</b>	長安縣曲北原（《戴》）
42	王端碑/權德輿/元和九年(814)	《唐》500-5893	附於萬年縣 <b>鳳棲原</b> ，…… <b>鳳棲古原</b>	
43	王端誌/權德輿/元和十年(815)	《目》200，《唐》506-5941	安附於萬年縣 <b>鳳棲原</b>	
44	周況妻韓好誌/韓愈/元和十一年(816)	《目》264，《唐》564-6481	葬長安城南 <b>鳳栖原</b>	
45	彭獻忠碑/張仲素/元和十二年(817)	《唐》644-7271	葬於萬年縣 <b>鳳棲原</b> ，……原即 <b>鳳棲</b> 、封如馬鬣	
46	李惟簡誌/韓愈/元和十三年(818)	《目》203，《唐》565-6489	葬萬年縣 <b>鳳棲原</b>	
47	嚴愈妻李氏墓誌/嚴愈/大和八年(834)	《新》695	封塋于都門之外， <b>鳳栖之原</b>	杜陵三府井村（《新》，《提》114）
48	令狐楚(奠文)/李商隱/開成二年(837)	《唐》782-9318	<b>鳳棲原</b> 上，新舊袞衣	
49	孟秀榮誌/闕名[崔愿]/大中六年(852)	《目》232，《彙》續993，《補》6-487，《唐》997-15469，《新》776	葬於京兆府萬年縣澹川鄉北姚村□□里。夫人丹陽紀氏，……。 <b>鳳栖</b> 東去近，灞灑足山崗	西安東郊十里鋪張家坡三隊（《提》118，《新》）
50	王怡政妻劉氏誌/崔愿/大中七年(853)	《目》232，《陝》2-91，《彙》續995，《補》3-228，《唐》791-9507	葬於京兆府萬年縣白鹿原澹川鄉上傅村，……。 <b>鳳栖</b> 東去近，灞灑足山崗	西安東郊郭家灘（《陝》，《提》118）

(3) 《目》に『石刻題跋』194左下としており、年代上この位置に編入されるべきであるが、それは「涇王妃韋氏墓誌」（建中三年）であって「杜君妻韋氏墓誌」とは異なる。

表中および本稿での略称：

- 《咸》=『咸寧縣志』（高廷法修，陸耀通纂，嘉慶二四年1819）卷16「金石志」  
 《關》=『關中金石文字存逸考』（毛鳳枝撰，光緒十五年1889）卷  
 《禹》=『禹域出土墨寶書法源流考』（中村不折編，日本・西東書房1927年）  
 《志》=『陝西金石志』（武樹善纂，民國二三年1934）卷  
 《兩》=『咸寧長安兩縣續志』（翁穆修，宋聯奎纂，民國二五年）卷12「金石考」  
 《古》=『考古』年一期  
 《物》=『文物』年一期  
 《考》=『考古與文物』年一期  
 《博》=『文博』年一期  
 《学》=『西北大學學報』年一期  
 《目》=『新版・唐代墓誌所在總目録』（氣賀澤保規編，汲古書店2004年）頁  
 《北》=『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』（中州古籍出版社1989年）冊一頁  
 《補》=『全唐文補遺』（吳鋼主編，三秦出版社1994-2000年）卷一頁  
 《陝》=『隋唐五代墓誌匯編・陝西卷』（天津古籍出版社1991年）冊一頁  
 《戴》=戴應新「唐「盧綬夫婦墓誌銘」考」（『故宮學術季刊』9-13，1992年）頁  
 《圖》=『中國文物地圖集・陝西分冊』（國家文物局主編，西安地圖出版社1998年）頁  
 《彙》=『唐代墓誌彙編』（上海古籍出版社1992年）、冊一頁  
 『唐代墓誌彙編・續集』（2001年）頁  
 《唐》=『全唐文新編』（周紹良主編，吉林文史出版社2000年）（冊）卷一頁  
 《出》=『新中國出土墓誌・陝西（壹）』（中國文物研究所，文物出版社2000年）頁、  
 『新中國出土墓誌・陝西（貳）』（2003年）頁  
 《提》=『西安碑林博物館碑刻總目提要』（陳忠凱等編著，綫裝書局2006年）頁  
 《新》=『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』（趙力光主編，綫裝書局2007年）冊一頁  
 《程》=程義等「新出土的唐尼姑李勝才墓誌考證及相關問題探討」  
 （『西北大學學報』2007-3）頁  
 《馬》=馬驥「新發現的唐韋應物夫婦及子韋慶復夫婦墓誌考」  
 （『紀念西安碑林九百二十周年華誕國際學術研討會論文集』文物出版社2008年）

失漏も相当あると思われるが<sup>(4)</sup>、この限りでも以下のことが判明する。

1) 唐長安城南郊の万年県に「鳳栖」・「鳳棲」・「棲鳳」なる相い類似する「原」があった。その中で「棲鳳」は後人が伝抄の際に誤って顛倒したものと断定してよからう。まず、万年県の南部という比較的狭い地域に原丘をなす、つまり地勢上相当の範囲を有する、三様の類似する地名があったとは常識的には考え

(4) その他、韋絢『戎幕閑談』（大和五年）（『太平廣記』卷389「冢墓一」の「韋安石」条、また『宋高僧傳』卷29「唐京兆泓師傳」に「神龍中，相地者僧泓師，與韋安石（左僕射、郇國公）善。嘗語安石曰：“貧道近于鳳栖原見一地，可二十餘畝，有龍起伏形勢。葬于此地者，必累世爲臺座。”安石曰：“老夫有別業，在城南。待閑時，陪師往詣地所，問其價幾何。同游林泉，又是高興。”」

にくい。その中で、「表」50例（延べ54例）中わずかに36・37の2例が「棲鳳」に作るが、極めて稀であることから、「鳳棲」を誤って転倒したものであろうことは容易に推察される。ちなみに柳文の「棲鳳」（計6例）は、先に指摘したように、『遊城南記』・『類編長安志』の柳文引用では「棲鳳」に作られていた。さらに、万年県の南部においても、詳しくは以下に考証する所であるが、これら「鳳栖」・「鳳棲」・「棲鳳」の「原」は限られた地域に収斂してゆく。また、「表」中21「獨孤申叔墓誌」は柳宗元の撰であり、集本に「葬，郷曰某郷，原曰某原」に作るのは撰文時の通例の書式であって、書丹に至っては家人によって「葬萬年縣鳳栖原義善郷」に改められている。つまりここでも「鳳栖原」と作られているように、柳文「先侍御史府君神道表」等においても、家人である撰者子厚が父母等の葬地の原名を誤るはずはなく、したがって宋本以下、伝世集本および『文苑英華』<sup>(5)</sup>の作る「棲鳳」はいずれも早期の抄刻上の誤りと断じてよい。宋人の註および今人『柳宗元集・校勘記』等の未だ指摘せざる所であり<sup>(6)</sup>、また『唐代長安詞典』等の誤る所である。この誤字はすでに北宋から始まっており、今日の四十五巻本の祖である穆修本（天聖元年1023）まで遡ることができる。今日の集本中の注は大半が南宋人のものであるが、南宋人は長安の実情を知らないために、訂正する者が現れなかったのであろうか。用語としては「棲鳳」の方が山水名・亭閣名・人名等に用いられて圧倒的に多く、このような一般的な用例も校正者・註釋者の先入主に作用していたのかも知れない。ただし韓愈の集本では例44・46の如く、「鳳棲」に作られているから、柳集のみに見られる誤りである。韓・柳二集は宋代において同人あるいは同時に校正され、あるいは註釋が加えられることが多かった。しかし、柳集のみの誤りであり、しかも6例もの多くがいずれも校正されて来なかったのは、単なる不注意ではなく、南宋人においては「鳳棲」と「棲鳳」が二原と考えられていたのかも知れないという疑念さえ抱かしめる。

2) 唐代万年県の「原」名としては「棲」字ではなく、「栖」に作るべきである。今日の録文においても原刻が「栖」であるにも関わらず、「棲」に改めているものがあるが<sup>(7)</sup>、上掲の「表」では原刻が確認できるものは全てそれに従っ

(5) 卷969「盧氏墓誌」・「李氏墓誌」。

(6) また劉真倫（前掲書）は「孫、于二家所載與「誌」文相較，“棲鳳”訛作“鳳棲”，當屬筆誤」というが、筆誤ではなく、「鳳棲」が正しい。

(7) たとえば《龔》續815、《馬》(p309)。

た。それによれば現存する出土石刻ではほぼ全てが「栖」に作っており、「棲」に作るものは多くが後人の校正・刊刻を経た版本である。「栖」は「棲」の俗字と理解されたために繁体字に改められた可能性が高い。しかし唐・顔元孫『干祿字書』に「栖、棲、並正」というように、唐代では俗字・通字ではなかった。以下、柳文の「棲鳳」は石刻の唐例に従って全て「鳳栖」に改める。

3) 「鳳栖原」の範囲は広く、当時の行政区画“郷里”制の下では龍首郷・寧安郷・洪固郷・高平郷・義善郷・鳳栖郷・洪原郷の七郷にも及ぶ。『太平寰宇記』巻25「雍州・萬年縣」・『長安志』巻11「縣一・萬年」によれば唐では「四十五郷、六十坊」であり、『長安志』によればその中で「霸橋東有大陵郷，元載祖墓在黃臺郷，真光中有霸城郷，餘不傳」、つまり北宋においても知られる所は郷名でさえわずかに三つであった。ちなみに宋では七郷（管二百七十六村、二里）、約七分の一に激減している。宋万年県七郷では

洪固郷：在縣南一十五里，管邨四十八，冑貴里。

龍首郷：在縣東一十五里，管邨三十五，神鹿里。

少陵郷：在縣南三十里，管邨四十八。

の三郷が唐「鳳栖原」の範囲にある郷名と重なるが、唐四十五郷から宋七郷への激減は宋代における各郷の領域の拡張であり、唐の複数の郷が併合されているはずであるから、唐郷と同一名の宋郷は唐郷を含むであろうが、必ずしも同一の地域ではない。

唐代万年・長安兩県の郷名とその位置に関しては早くより研究がある。管見によれば、武伯綸「唐萬年、長安縣郷里考」（『考古學報』1963-2）は万年県では40郷名を挙げ、「唐長安郊區萬年、長安縣郷里位置示意圖」を附して位置を示している。継いで愛宕元「唐代兩京郷里村考」（『東洋史研究』40-3, 1981年）・譯註『唐兩京城坊攷』（平凡社1994年）は万年県42郷を挙げて「長安郊區郷比定圖」を附し<sup>(8)</sup>、張永祿主編『唐代長安詞典』（陝西人民出版社1990年）の「縣郷村鎮」（p13-p24）では万年県30郷を、史念海主編『西安歷史地圖集』（1996年）「唐長安縣、萬年縣郷里分布圖」（p78）では32郷を示し、新編『〔陝西省地方志叢書〕長安縣誌』（陝西人民教育出版社1999年）「建制」（p35）は『長安志』・『咸寧縣志』等に拠るとして37郷名を挙げ、最近では杜文玉「唐長安縣、萬年縣郷里補考」<sup>(9)</sup>が『西安歷史地

(8) 「圖」中には「高望郷」があり、計43郷になるが、この「郷」は「里」の誤りであろう。

(9) 史念海主編『漢唐長安與關中平原』（陝西師範大學出版1999年）。

圖集』を補足して滻川・滋川・同仁・盧陵・長安・黃臺等6郷を挙げる。また今人の研究には『西安歴史地圖集』の所載を30郷と見做して9郷を補うものがある<sup>(10)</sup>。

諸氏の比定する位置には出入があり、また郷名についても補正すべきものがあるが、これについては別稿に譲るとして<sup>(11)</sup>、今、唐代墓誌碑によって知られる“鳳栖原”上にあった郷里を中心としてその位置・範囲について考察を加え、“鳳栖原”と“少陵原”の所在を究明する。

### 唐“龍首郷”と“鳳栖原”

『唐代長安詞典』の「龍首郷」条(p13)に「位于縣東15里。北界滻川郷，東抵白鹿原，西抵唐城，東爲今西安韓森寨東南郭家灘南七八里」という。武氏の説に出るであろう<sup>(12)</sup>。韓森寨は唐では城東の春明門外に当たる。

例02「王承宗妻李元素墓誌」は武氏(p89)の拠る所であり、「鳳栖原即曲江池南邊的高地，似可視爲龍首郷的南界」というが、出土地は未詳。「盧岑墓誌」<sup>(13)</sup>（開成二年）に「葬于京兆府萬年縣孟村龍首之原」、出土地は今の曲江郷岳家寨村<sup>(14)</sup>。「孟村」の名は今日にも残っており、岳家寨村の東南にある<sup>(15)</sup>。唐城の東南、城外。このあたりが「龍首郷」に属したことは、例01「鄭紹方墓誌」<sup>(16)</sup>の「窆於萬年縣龍首郷之孟村……國東郊分川原長」の他に「宋應墓誌」<sup>(17)</sup>（天寶十四載）「權瘞於咸寧縣延興門外龍首郷之原」、「阿史那自政墓誌」<sup>(18)</sup>（開元十一年）「葬於京延興門外五里龍首之原」によって明らかである。「延興門」は京城の門で、孟村の北にあった。01「鄭紹方誌」に「鳳栖龍踞起高崗」という「鳳栖」と「龍踞」は鳳栖原と龍首郷を謂うものと考えて間違いなかろう。また、「于賢墓誌」<sup>(19)</sup>（垂

(10) <http://forum.er07.com>『唐長安、萬年縣的鄉村初考』（『愛如生國學論壇・學術論衡』2008-10）。

(11) 『中国歴史地理論叢』（陝西師範大学）2010年号に掲載予定。

(12) 武氏論文(p88)に「位置在今韓森寨東南，郭家灘直南七八華里處，似可視爲此郷東界。……北界滻川郷，亦跨有滻河東西兩岸，東抵白鹿原，西接唐城」。

(13) 《目》219、《陝》2-68、《出》貳238、《補》3-205、《唐》(13)757-8922。

(14) 《題》115、《圖》上141「岳家寨墓群」・下40「盧岑墓」。

(15) 《圖》上141「西安市雁塔區文物圖」。

(16) 中国社会科学院考古研究所河南第二工作隊「河南偃師杏園村的六座紀年唐墓」（《考古》1986-5）。元和五年に長安の墓中に納められたものであるが、元和九年に河南偃師の萬安山の南に帰葬された。

(17) 《目》159、《陝》1-142、《補》3-100、《彙》續658、《唐》(7)373-4308。

(18) 《目》119、《陝》1-101、《出》貳83、《補》5-338、《彙》續493、《唐》(22)997-15000。

(19) 《目》71、《出》貳58、《補》6-327、《唐》(21)994-14497、《彙》續287。



拱二年)「窆於龍首原」は新開門村から出土しており<sup>(20)</sup>、その地は孟村の西南にあつて唐城東南の角に近い。『長安志圖』卷上「夾城」下に「宣宗於夾城南頭開便門，自芙蓉園北入青龍寺，俗號新開門」。「龍首郷」に属した今日の岳家・孟村・新開門あたりは曲江池の東北に位置しており、「鳳栖原」の位置は、例01・02に拠つて「龍首郷」内にも及んでその南に在るとは言い得ても、「曲江池南邊」であるとは断定できない。なお、『雍録』卷6「龍首渠」に「若夫此渠分滻爲堰，則在萬年縣龍首郷馬頭堰，而龍首郷者在縣東十五里，自此引滻從長樂坡入」という。「馬頭堰」は今の馬騰空村。唐の「龍首郷」も新開門のさらに東にある滻水まで及んでいたであろう。その北、今の韓森寨あたりは“長樂郷”であり、その地は「龍首原」と呼ばれることが多い。後述。

「鳳栖原」は城の東南隅に及ぶものであつた。例49「孟秀榮誌」・50「王怡政妻劉氏誌」の葬地「滻川郷」は今の張家坡村・郭家灘村あたりであり<sup>(21)</sup>、「龍首郷」の北に位置するが、その「銘」に「鳳栖東去近，灞滻足山崗」とある。今の郭家灘は「灞滻」つまり灞河・滻河の間に在り、「鳳栖東去近」の「鳳栖」とは次句の「灞滻」との関係から見て地名でもあり、地名としては「鳳栖原」の他に例がない。この句は「鳳栖原」が東にある「滻川郷」に迫っているという位置関係を告げている。いっぽう武氏が「龍首郷の南界」とする「曲江池南邊」は、『(嘉慶)縣志』・『(民國)續志』では「鴻固原」と呼ばれているが、次に見るように唐代では「鳳栖原」と呼ばれており、また「龍首郷」ではなく、「寧安郷」に属した。

### 唐“寧安郷”と“鳳栖原”

『唐代長安詞典』の「寧安郷」条(p14)に「位于長安城南的鳳栖原，即今長安縣曲江池到三兆鎮一帶，是唐都長安啓夏門外最近之郷」という。武氏(p91)の説に出る<sup>(22)</sup>。武氏(p90)は「楊崇夫人甘氏墓誌」(乾符三年)の「萬年縣寧安郷曲池坊」に拠る<sup>(23)</sup>。「崔蕃墓誌」<sup>(24)</sup>(大和七年)に見える「寧安郷曲□坊」の缺字も「池」で

(20) 《圖》上141・下41「門村西北墓群」。

(21) 今の村名は『西安市地圖集』(西安地圖出版社1989年)「雁塔區」(p33)に見える。

(22) 「鳳栖原即曲江池南高地。……今曲江池南到三兆鎮一帶……。寧安郷在唐代是京城南壁啓夏門外最近之郷」。

(23) 未詳。別に「楊崇墓誌」(《目》171、《彙》1789、《補》6-460、《唐》(22)997-15324)に「大曆十年……與故夫人隴西壽氏合葬於洛陽之北原」という。

(24) 『八瓊室金石補正』卷71(21b)、《目》216、《北》30-141、《彙》2142、《唐》(13)745-8723。《兩》(23a)に「石爲山東某客購去」。

あろう<sup>(25)</sup>。

寧安郷の位置について、《程》論文は例13「李勝才墓誌」の出土地から「今西安市南郊北池頭村，可以確信此地應在唐長安城外萬年縣寧安郷的管理範圍之内」(p88)、「按照該墓葬發現的地點來推測，應是唐代曲江池的南岸」(p91)と推定する。「北池頭村」は唐城内、大雁塔の東、ほぼ曲江坊の北、修政坊あたり<sup>(26)</sup>。なお曲江周辺について「儘管有文宗太和九年修葺曲江的活動，但由於外有強藩，內有閹豎……，以至於懿宗時這裡便淪為一片墓地」(p91)という。先の「甘氏墓誌」も懿宗の時であるが、「顏瑤墓誌」<sup>(27)</sup>(顯龍四年)「歸殯於雍州萬年縣曲池坊之北一百步」、「韋希損墓誌」<sup>(28)</sup>(開元八年)「權安厝于城東南曲池里」が示すように、玄宗が曲江池を浚渫・整備する開元中以前から城の東南隅、曲池坊周辺は墓地として利用されていた。

例28「李爽墓」は「明堂縣界鳳栖原」にあった。『長安志』卷7「萬年縣・永樂坊」に「西南隅，廢明堂縣廨」、「總章元年(668)分萬年縣置。其廨地本越王貞宅，長安三年(703)廢，還萬年。後以其廨地賜駙馬都尉裴翼」。李爽は總章元年に埋葬、故に「明堂縣」という。出土地は南郊「雁塔區羊頭鎮西曲江池遺址南岸上」<sup>(29)</sup>。やはり曲江の南である。

例05顏真卿「顏勤禮神道碑」は西安碑林に蔵されて現存するが、顏家の大墓は「寧安郷之鳳栖原」にあった。「趙虔章墓誌」<sup>(30)</sup>に「葬于萬年縣寧安郷三趙村」といい、清・陸耀通『金石續編』卷11は按語に「萬年縣寧安郷三趙村，即今咸寧縣南十五里三兆社。“趙”、“兆”音近而訛。社有鳳棲原。顏魯公撰「顏勤禮碑」：「寧安郷鳳棲原」，亦其地也」と考証する。三兆社にある「鳳棲原」とは清代のそれ。『太平寰宇記』卷25「萬年縣」に「顏師古墓：在縣南二十里三趙

(25) 《彙》2142は「寧安縣曲口城，附先瑩也」に作り、《唐》(13)745-8723は「寧安縣曲，附先瑩也」に作るが、いずれも誤り。

(26) 《圖》上141。

(27) 《目》105、《北》20-105、《彙》1111、《唐》(21)995-14857。《兩》(14a)に「存鳴犢鎮」。

(28) 《關》1(40a)、《目》114、《北》21-117、《彙》1219、《唐》(6)298-3381。

(29) 《圖》下42「李爽夫婦墓」・上142「西安市雁塔區文物圖」。《陝》は「東郊紅慶村」という。今の万寿路に紅慶田王村があり、韓森路と交叉する。唐の龍首郷に当たる。しかし「洪慶村」であるならば、「東郊」とはいえ、灊河の東にあるから、誤りであろう。陝西省文物管理委員会「西安羊頭鎮唐李爽墓的發掘」(《物》1959-3)、陳尊祥等「唐李爽墓誌銘補考」(《考》1995-5)は「羊頭鎮」とする。

(30) 《目》251、《北》33-152、《彙》2480、《唐》(15)817-10129。《兩》(27a)に「石道光時出土，已佚」。

村」。「顔師古」は顔魯公真卿の従高祖。北宋初期の「三趙村」は今の曲江郷三兆村、清の三兆社、民国の三兆倉三兆鎮。「盧峻墓誌」<sup>(31)</sup>（乾寧元年）に「權窆於芙蓉園、寧安郷三趙村」、出土地は三兆村<sup>(32)</sup>。なお、唐の「三趙村」は顔氏・趙氏・盧氏の他にも楊氏・錢氏・辛氏等の墳墓があり<sup>(33)</sup>、諸家の墓地の集中する地域の一つであったと思われる。「芙蓉園」については、『寰宇記』巻25「萬年縣」に「芙蓉園：隋文帝之離宮也，在敦化坊南，周廻七十里，……東坡下中有涼堂，堂東臨水亭，即曲江也」とあり、先に触れた如く、唐「芙蓉園」の位置と範囲については尚議論があるが、「盧峻墓誌」によって芙蓉園が曲江池の東南、今の三兆村あたりまで続いていたことが知られる。かなり広大な地を占めていたことは明らかであるが、呂大防「長安城圖」断碑拓本によれば更に少陵原の南東にまで及んでおり、「周廻七十里」にも合うのではなかろうか。

例11「仇士良墓碑」は葬地「寧安郷鳳棲原社季村」、今の杜陵郷高望堆村から出土。曲江池の南、三兆村の西南。『遊城南記』が曲江池の南に言及して「東南歴仇家莊。張注曰：莊即唐宦官仇士良別業也。……土良墓、碑俱存。……過高望，西南行」という記録に合致する。「高望」は今の高望堆村あたりと考えてよかろう。『類編長安志』巻10「石刻」の「唐贈太保郭敬之碑」条にいう「侍中苗晉卿撰。……在鳳棲原高望堆墳前，見存」<sup>(34)</sup>も「仇士良墓碑」の出土地に合致する。しかし苗晉卿「壽州刺史郭公（敬之）神道碑」<sup>(35)</sup>（天寶十三載）には「合附於京兆少陵原。……少陵原上，盡爲幽宅」とあるから、「鳳棲原」に在る高望堆村あたりは「少陵原」とも呼ばれていた。これは唐と宋・元の相違によるものではなく、また墓碑中の誤筆でもなく、唐代にも「少陵原」の広義の用法があったことの証左に他ならない。

(31) 《目》257、《彙》2530、《出》貳（補28）、《唐》（22）997-15526、《補》7-163。

(32) 秦珠「唐末盧峻墓誌銘」（《考》1983-1）に「該墓誌の出土時間及地點均不詳」（p42）というが、出土地は《圖》上141「三兆墓群」・下39「盧峻墓」に見える。また「趙度章墓誌」（乾符三年）は「萬年縣寧安郷三趙村」（『八瓊室金石補正』巻77-10a）にあった。

(33) 「楊據殤女墓誌」（《志》補遺上（32b）、《目》248、《彙》2458、《補》7-151、《唐》（15）811-10005、《兩》（26b）に「石存邑人段氏」）、「錢女墓誌」（《志》19（7b）、《目》253、《彙》2492、《補》3-282、《唐》（15）836-10525）、「辛幼昌墓誌」（《關》2、《目》215、《北》30-133、《彙》2136、《唐》（13）741-8635、《關》2（30b）の按語に「三趙村，今名三兆社，隸咸寧縣之東南，距西安府城十五里」）、いずれも葬地は「萬年縣寧安郷三趙村」。

(34) 『文選』所收潘岳「西征賦」中の「高望」について李善注に『長安圖』曰：高望堆，延興門南八里」、今本『長安志』巻11に「高望堆：『長安圖』曰：在延興門南八里」。

(35) 《唐》（6）353-4038。

例47「奠令狐楚文」の「鳳栖原上，新舊袞衣」は墓あるいは廟の所在を告げている。令狐楚家廟は『長安志』巻8「通濟坊」条に見え、『類編長安志』巻10「唐令狐楚先廟碑」条に「大和初，楚爲宣武軍節度使，立廟于京師通濟里。碑以大和五年立，在雁塔南一里」という。「雁塔」は大慈恩寺大雁塔。唐城内の晋昌坊にあり、南は通善坊、さらにその南が通濟坊。令狐の家廟は通濟坊にあったが、祖塋はその南の寧安郷にあった。「令狐統墓誌」<sup>(36)</sup>（咸通八年）に「萬年縣焦村之先塋」。令狐楚は令狐統の祖。「焦村」の名は現存<sup>(37)</sup>、一に「蕉村」に作る。高望堆村の西やや南約400m。したがって「奠令狐楚文」の「鳳栖原上」は廟ではなく、墓についていう。

「少陵原」といえば、「少陵」と呼ばれてきた陵墓の位置する原丘を指すはずであるが、北は寧安郷に達するだけでなく、さらにその東北の長樂郷までも「少陵原」と呼んだ例がある。「裴華墓誌」<sup>(38)</sup>（元和十年）の「葬於萬年縣長樂郷少陵原」がそれである。「長樂郷」は城南ではなく、城東にあり、そこには「長樂原」・「龍首原」があった。先の「宋應墓誌」の「權瘞於咸寧縣延興門外龍首郷之原」、「阿史那自政墓誌」の「葬於京延興門外五里龍首之原」にいう城門「延興門」は春明門の南にある。「俱慈順墓誌」<sup>(39)</sup>（貞元七年）・「張明進墓誌」<sup>(40)</sup>（貞元十九年）に「窆於萬年縣長樂郷龍首原」、「孫君妻劉氏墓誌」<sup>(41)</sup>（大曆七年）に「葬於青門之東、滄川之西，長樂原」、出土地はいずれも城東の韓森寨<sup>(42)</sup>。「青門」は

(36) 《關》5、《目》244、『隋唐五代墓誌彙編・江蘇』122、《彙》2427、《補》4-238、《唐》(14)806-9907。《兩》(26a)に「石同治時出土，已佚」。

(37) 愛宕元譯註『遊城南記/訪古遊記』（京都大学学術出版会2004年、p46）が「焦村」を「趙村」とするのは誤り。「焦」と「趙」は音が近く、かつ『遊城南記』の「過高望，西南行至蕭灌墓，讀碑。由趙村訪章敬寺基，經撥川王論弓仁墓」と『類編長安志』巻10「蕭灌碑」条の「在焦村墓前」の地が近いと考えたからであろうが、『長安志圖』巻中「雜説」に「蕭灌墓在焦邨，吐蕃論弓仁墓在趙邨」と明記するから、異なる二村であった。趙岫「遊城南」に「趙村西爲高望」という。今の焦村は高望堆村の西であるから、西から東に向かって焦村・高望堆村・趙村の順に在った。今、西兆余村が韋曲鎮の東やや南にあり、『嘉慶』咸寧縣志』は「西兆韋村」に作り、『[民国]續志』巻4(7b)の「焦村〔焦一作蕉〕、東兆韋村、西兆韋村〔韋一作余〕」。また「趙」と「兆」は諧音。「趙村」は後の東西兆韋村ではなからうか。

(38) 《目》200、《陝》4-75、《彙》續842、《補》2-38、《唐》(12)717-8200。

(39) 《目》179、《陝》2-7、《彙》續747、《出》貳168、《補》3-108、《唐》(9)481-5691。

(40) 《目》188、《陝》2-20、《彙》續786、《補》3-137、《出》貳185、《唐》(9)482-5732。

(41) 《目》169、《陝》1-155、《出》貳149、《補》3-109、《彙》續704、《唐》(8)445-5220。

(42) 《陝》2-20、《陝》1-155、《陝》1-155。

「東門」を謂う<sup>(43)</sup>。「楊旻墓誌」<sup>(44)</sup>に「殯於長安城東、京兆府萬年縣長樂鄉張壽村春明門外」。唐「長樂鄉」の位置は、「長樂原」に比定される原丘のある地域であることよって諸氏の説はほぼ一致しており、城東、通化門外から春明門外の間。「長樂郷」までを「少陵原」とよぶ例も広義の用法と見做してよいが、例は少なく、出土地も未詳であり<sup>(45)</sup>、断定するに躊躇する。

### 唐“洪固郷”と“鳳栖原”

『唐代長安詞典』の「洪固郷」条(p14)に「位于縣南15里少陵原上，即今長安縣韋兆和杜曲鎮北司馬村一帶」という。これも『長安志』と武氏(p91)の説に出るものであろう。武氏は「韋曲當是今韋兆，司馬村之名今尚在，在今杜曲鎮北少陵原上，是這一帶乃唐洪固郷地」とするが、『西安歷史地圖集』はこれと異なり、「鳳栖原」を今の金浮沱村附近に、「鴻固原」をその南、杜陵遺址の西に、「洪固郷」を杜陵の南から司馬村の北に画く。いずれの比定も誤りである。

例14・15「張楚賢墓誌」等は「東三爻村新安建材廠内」・「東三爻堡村」から出土、ともに今の南郊長延堡。「新安建材廠」は諸地図に見えず、その精確な位置は未詳であるが、「東三爻村」は「東三爻堡村」の北約500m。そこは唐城の啓夏門外にあたるから鳳栖原の西北界に近いといえる。「裴氏妻時氏墓」<sup>(46)</sup>（大中年）「葬于萬年縣洪固郷李永村之界」も東三爻堡村から出土<sup>(47)</sup>。また「崔紘墓

(43) 『雍録』卷7「細柳棘門霸上圖」の「説」に「青門者，長安城之東門，從南數來第一門也」は「杜縣地名圖」の「説」に「杜門即青門也，在漢都城爲東面南來第一門」とあるように漢代の城門であるが、韓愈「李觀墓誌」（《唐》（10）566-6498、《志》補遺上25b、《目》205、《彙》2543）に「葬之於國東門之外七里，郷曰慶義，原曰嵩原」、『雍録』卷7「杜縣地名圖」の「通化門」条に「門東七里，有長樂坂」という。杜文玉「唐長安縣、萬年縣郷里補考」（p401）は「國東門」を「通化門」と見做すが、慶義郷は長樂郷の南に位置するはずであり、また『〔嘉慶〕咸寧縣志』卷2に「案“國東七里”當在韓森、元興兩社中，“嵩原”無攷」というように、韓森とその南の元興との間ならば春明門に最も近い。『遊城南記』の史氏注（p74）は張籍「過賈島野居」詩の「青門坊外住，行坐見南山」を挙げて「唐人筆下的青門，泛指長安城東面三作城門。「青門坊外住」也就是住在東城之外的地方。具體説是延興門北」という。

(44) 《目》212、《陝》4-104、《彙》續、《補》2-49、《唐》（13）745-8728

(45) 《陝》4-75に「西安市出土。石藏陝西省西安市小雁塔保管所」。

(46) 桑紹華「西安南郊三爻村發見四座唐墓」（《考》1983-3）、《目》233、《陝》4-136、《彙》續997、《補》1-358、《唐》（22）997-15474。

(47) 桑紹華「西安南郊三爻村發見四座唐墓」、《圖》上141「堡東墓羣」・下41「裴時氏墓」。

誌<sup>(48)</sup>（元和六年）「葬於萬年縣之畢原」も東三爻堡村から出土しているから<sup>(49)</sup>、このあたりには「鳳栖原」の他に「畢原」もあった、あるいは「鳳栖原」の一部は「畢原」とも呼ばれていたことになる。「畢原」の位置についても早くより議論がある。後文で詳考。

例42・43「王端神道碑」等は「萬年縣鳳栖原」にあり、李絳「王紹（王端の第三子）神道碑」<sup>(50)</sup>（元和十年）には「窆穿於萬年縣洪固郷[郷]」というから、王氏一家の墓は洪固郷の鳳栖原にあったのではなかろうか。出土地は未詳。

例41「盧綬墓誌」に「歸葬於京兆府萬年縣鳳栖原」というが、「盧綬妻張氏墓誌」<sup>(51)</sup>（開成二年）には「祔于府君（盧綬）之玄堂，既京兆府萬年縣洪固郷胄貴里東韋曲原、明德門南七里」という。「盧綬墓誌」の出土地は「韋曲北原」であり、具体的な地点は未詳であるが<sup>(52)</sup>、夫妻が合葬されているから同一の地である。したがって「胄貴里東韋曲原」は原丘の名称ではなく、「胄貴里東韋曲村の原」という意であって「鳳栖原」を指すことになり、これは例16「三景法師銘」の「洪固郷胄貴里之鳳栖原」にも合う。

「胄貴里」は洪固郷の治所地、宜陽坊万年県廡の南15里。『長安志』卷11に「洪固郷：在縣南十五里，管邨四十八，胄貴里」。胄貴里の北「七里」に位置する「明德門」は今の朱雀大街の南端<sup>(53)</sup>。『長安志』卷11にいう「義善寺：在縣南十五里」は、後述するのように、今の長延堡東三爻村の東北、南窯村あたりにあった。また、「南郊壇、風師壇、靈星壇以上並在縣南十五里、啓夏門外」、「曲江在縣南十里」という地点とを併せて勘案すれば、「明德門南七里」は今の東三爻村

(48) 桑紹華「西安南郊三爻村發見四座唐墓」、《目》196、《陝》4-68、《補》1-261、《彙》續823、《唐》(12)716-8161。

(49) 桑紹華「西安南郊三爻村發見四座唐墓」、《圖》下41「崔紘墓」・上141「堡東墓羣」。

(50) 《唐》(11) 646-7292。《目》200は「王端墓誌」に作るが、墓主は王端の第三子「王紹」。

(51) 《目》220、《補》3-209、《唐》(13)733-8513。

(52) 戴應新「唐盧綬夫婦墓誌銘考」（『故宮學術季刊』9-13、1992年）に「盧綬夫婦墓北數十米，便是鄧公房的第二代北周名將韋孝寬及其諸子……的墓」というが、戴應新「韋孝寬墓誌」（《博》1991-5）にも「出土于長安縣韋曲鎮北原上」というのみ。《圖》にも見えない。

(53) 『遊城南記』に「(翠臺)莊之前有南北大路，俗曰天門界。北直京城之明德門、皇城之朱雀門、宮城之承天門，則“界”當爲“街”，俗呼之訛耳」、『類編長安志』卷9「勝遊」の「石鰲谷」条に「天門界北直京城明德門，又直皇城朱雀門，又直宮城承天門，故曰天門界，又曰天門街」。

の南、韋曲鎮の北に位置する。今の韋曲鎮までは恐らく県南約二十五里<sup>(54)</sup>。「冑貴里」が「洪固郷鳳栖原」と呼ばれるのは例14「張楚賢墓誌」にも合う。

### 唐“畢原”と“鳳栖原”・“洪固原”

このあたりには“畢原”があった。「田章墓誌」<sup>(55)</sup>（大中十二年）に「葬於京兆府萬年縣洪固郷冑貴里東違曲村畢原，祔於大塋」。具体的な出土地は不明であるが<sup>(56)</sup>、「盧綬妻張氏墓誌」の「冑貴里東韋曲原」と同じ村であり、「盧綬墓誌」では「鳳栖原」と呼ばれていた。村名中の「違」と「韋」は同音。「冑貴里東韋曲村」には「鳳栖原」と「畢原」があったことになる。また、「尼韋契義墓誌」<sup>(57)</sup>（元和十三年）に「遷神於萬年縣洪固郷之畢原。……嘗從容郷里指於北原而告其諸弟曰：“此吾之所息也，爲其識之。”嗚呼，生歸於佛，歿歸於郷，至哉其孝乎」とあり、出土地は未詳であるが、帰葬地「洪固郷の畢原」は「郷里」の「北原」という表現に換言されており、「韋曲」に「北原」があったことは「李盈墓誌」<sup>(58)</sup>（宝應二年）の「終於城南韋曲姊氏之外舍，……權厝於韋曲之北原」、「韋昱墓誌」<sup>(59)</sup>（永淳二年）の「葬於韋曲之北原」によって知られる。「李盈墓誌」の出土地は韋曲鎮の環城西路（西環路北段）<sup>(60)</sup>、「韋昱墓誌」はその東北の韋曲鎮南里王村<sup>(61)</sup>。両地は近い。また、「韋昇墓誌」（開元十年）<sup>(62)</sup>に「遷窆於京兆畢原」、「韋曲北街」から出土<sup>(63)</sup>。

これらによれば「韋曲之北原」とは「畢原」であり、韋曲鎮西韋村の真北には今日“清涼原”と呼ばれている原丘がある<sup>(64)</sup>。「遷座於韋曲之右」という「尼

(54) 『長安志』卷11に「永安陂：在縣南二十五里，周七里。『十道志』云：“秦葬皇子，起冢陂北原上，因名皇子陂，隋文帝改」、『雍錄』卷6に「皇子陂：在萬年縣西南二十五里」、皇子陂として村名が残っており、今の韋曲鎮の南東。

(55) 《目》237、《陝》4-143、《彙》續1016、《補》3-237。

(56) 《陝》4-143に「西安市南郊」というのみ。

(57) 『金石續編』卷10、『八瓊室金石補正』卷69、《目》203、《北》29-131、《彙》2031、《唐》(12)694-7884。《目》は「韋和尚（契義）」に作るが尼僧。

(58) 《目》163、《陝》貳143、《唐》(22)997-15305、《補》2-566、《彙》續685。

(59) 張蘊「西安南郊畢原出土的韋氏墓誌考(二)」(《考》2005-3、p84)。

(60) 《提》104、《圖》上「長安縣城區」(p151)・下「李盈墓」(p111)。

(61) 張蘊「西安南郊畢原出土的韋氏墓誌考(二)」。

(62) 《目》118、《彙》續486、《出》貳81、《新》332、《補》5-334、《唐》(21)996-14979。

(63) 《新》332。《出》貳81は「韋曲北原」。

(64) 『西安市地圖集』（西安地圖出版社1989年）「韋曲鎮」(p46)。

(韋)廣惠塔銘」は清末に「韋曲西北」より出土しており<sup>(65)</sup>、「韋曲之右(西)」の称は今日の地名と位置に合う。「韋曲北原」は韋曲鎮の北、“清涼原”あたりを指すのではなかろうか。ただし『長安志』巻11に「永安陂：在縣南二十五里，周七里。『十道志』云：“秦葬皇子，起冢陂北原上，因名皇子陂，隋文帝改」とあり、韋曲鎮の県政府の東に皇子坡村がある。『類編長安志』巻8「山陵」の「撥川王墓」条にも『城南記』：“萬年縣韋曲北原上，有撥川王論弓仁墓。”とあって「韋曲北原」が使われているが、今本『遊城南記』には「由趙村訪韋敬寺基，經撥川王論弓仁墓。……死贈撥川王，葬趙村」とあるから、「韋曲北原」は「趙村」のある原丘を指す。撥川王墓遺跡は皇子坡村のやや南<sup>(66)</sup>。このあたりの地勢を今日の地図にて俯瞰すれば、灤水に沿って東南から延びた原丘の稜線は韋曲鎮で北東に折れているが、当地では古くより韋曲鎮北部の丘陵が「北原」と呼ばれてきたのであろうか。

“畢原”はまた「北韋村」にもあった。「韋聿妻鄭氏墓誌」<sup>(67)</sup>（元和三年）に「萬年洪固郷胄貴里北韋村畢原」、出土地は不詳。「胄貴里北韋村」は「胄貴里の北の韋村」と「胄貴里の北韋村」の解釈が可能であるが、唐代に「韋村」があったことは「韋君妻李氏墓誌」の「洪固郷韋村之原」によって知られる。一説に「亦或唐代時東、西兩韋村尚未分割，故稱韋村」<sup>(68)</sup>といい、たしかに今の韋曲鎮内に西韋村・東韋村があり、『〔嘉慶〕縣志』巻10「地理志」（10a）「金孳霽社」にも見えるが、しかし「吳達墓誌」<sup>(69)</sup>（大和四年）に「萬年縣洪固郷北韋村。……洪固高原，南抱樊川」<sup>(70)</sup>、「魏邈妻趙氏墓誌」<sup>(71)</sup>（會昌五年）にも「萬年縣洪固郷北韋村北原」とあり、これと「洪固郷胄貴里北韋村畢原」との関係から見て「北韋村」は地名と解すべきであろう。ただし「北韋村」が「韋村」の北に位置していたことは想像される。つまり「韋村」は唐代にすでに分割されていた。ま

(65) 《關》2(52a)に「此石今藏渭南趙乾生詹事元中家，……云：道光辛卯仲春，余獲此石於城南韋曲西南」。

(66) 《圖》下108「論弓仁墓」・上151「長安縣城區」。

(67) 《目》193、《補》7-79。

(68) 張蘊「關於西安南郊畢原出土的韋氏墓誌初考(三)」(《考》2000-1、p66)。

(69) 『金石萃編』巻108、《目》213、《北》30-103、《彙》2117、《唐》(12)695-7915。

(70) 『〔嘉慶〕長安縣志』巻16「金石志」(8b)に「石向爲縣民裴氏所藏，今歸偃師段氏」。

(71) 『金石續編』巻11、《目》226、《北》31-145、《陝》2-78、《彙》2243、《唐》(13)762-9053。



たこの他、「如君妻鄧氏墓誌」<sup>(72)</sup>（咸通九年868）に「葬於萬年縣洪固鄉中大韋村」、  
 「田行源墓誌」<sup>(73)</sup>（大中十三年859）に「夫人隴西李氏，門族具前誌，先於公六年而  
 歿，歸葬於長安縣永壽鄉，其里號中大韋村」というように「中大韋村」の称も  
 あり、「未分割」であったとは認め難い。「北韋村」の「北原」が「畢原」を指  
 すことも、「魏邈墓誌」<sup>(74)</sup>（元和十年）に「萬年縣之畢原」とあること、つまり夫  
 妻同穴であることによって明らかである。出土地は未詳<sup>(75)</sup>。瞿中溶『古泉山館  
 金石文編殘稿』卷2（40a）に「魏邈墓志」を録して「得「邈妻趙氏墓志」……  
 “洪固鄉北韋村北原”，……葬之鄉村地名，則此稱畢原，爲小異」というが、「北  
 原」は「畢原」を指した普通名詞あるいは通称であろう。韋氏一族の墳墓は「畢  
 原」に集まっていた、いわゆる大墓の地である。「韋豫墓誌」<sup>(76)</sup>に「歸厝畢原」と  
 いい、出土地は「西安長安韋村北少陵原」<sup>(77)</sup>、「韋曲鎮北原東韋村」<sup>(78)</sup>。また「韋  
 頊墓誌」<sup>(79)</sup>に「葬於長安城南畢原之兆」<sup>(80)</sup>、「韋立本墓誌」に「葬於萬年縣洪固鄉  
 之畢原」、「韋勉墓誌」に「窆於京城南之畢原、舊塋之左」、「韋諷墓誌」に「葬  
 於長安城南洪固鄉畢原」、「韋甫墓誌」・「韋昱墓誌」等、いずれも韋曲鎮南里王  
 村から出土<sup>(81)</sup>、韋曲鎮政府の東北に位置する。唐「北韋村」は今の西韋村・東  
 韋村の北、今の南里王村あたりの間にあった。

(72) 《目》245（「梁」は「鄧」の誤字）、《陝》4-154、《補》3-264、《彙》續1077、《唐》（14）806-9919。

(73) 《目》238、《陝》4-145、《補》2-65、《彙》續1027、《唐》（14）793-9606。

(74) 『金石續編』卷9(29b)、『八瓊室金石補正』卷69(11a)、《目》200、《北》29-98、《陝》2-35、《彙》2005、《唐》（12）694-7883。《兩》（24b）に「當同一地。石存碑林」。

(75) 《提》116に「西安長安西出土」というのみ。

(76) 《目》158、《彙》續651、《補》5-398、《唐》（22）997-15278。

(77) 《提》103。

(78) 宋英「唐韋愔墓誌考述」（《考》1996-3）に「韋豫墓誌」に言及している（p83）。しかし「韋愔墓誌」には「歸附于雍州明堂縣洪固鄉之畢原」というのみであり、「此墓誌亦出土于韋曲鎮北原東韋村」（p83）と断定はできない。畢原は韋曲鎮あたりに在ったが、北は東三交村に、西は唐長安県内に及んでいた。

(79) 《目》112、《北》21-90、《陝》1-96、《彙》1202、《補》1-100、《唐》（6）300-3406。

(80) 《兩》（14b）に「石出縣南李王村，見存縣教育局」。《提》95に「清宣統二年西安長安李王村出土」、今の里王村。《兩》卷4（7b）の「北李王村、南李王村」下に「李一作里」、同音。

(81) 「韋立本」・「韋勉」・「韋諷」等の墓誌は張蘊「西安南郊畢原出土的韋氏墓誌初考」（《博》1999-6）、「韋甫」等の墓誌は張蘊「西安南郊畢原出土的韋氏墓誌考（二）」（《考》2005-3）に見える。また韋氏の墓地については員安志「陝西長安縣南里王村與咸陽飛機場出土大量隋唐珍貴文物」（《考》1993-6）、《圖》下108「韋頊墓」に詳しい。

なお、また一説に「畢原」を城東に在りとする。「韋端玄堂誌」<sup>(82)</sup>（元和十五年）に「萬年縣洪固鄉畢原」とあり、出土地は「東郊郭家灘」という<sup>(83)</sup>。郭家灘は瀟橋区半坡路にあり、かの有名な半坡遺址に近い。しかしその妻の「韋端妻王氏墓誌」<sup>(84)</sup>に「返葬洪固鄉東之舊壙」、また「韋君妻胡氏墓誌」<sup>(85)</sup>（天宝元年）に「終於韋曲里之私第，……葬於洪固鄉畢原矣」<sup>(86)</sup>とあり、出土地は「長安西安東北」<sup>(87)</sup>といい、また「長安縣城東北約1.5華里」<sup>(88)</sup>ともいう。「東郊郭家灘」は「長安西安東北」に合うが、恐らくこれは「西安長安縣東北」の誤りであろう。「畢原」が「洪固郷」に在ったことは上掲の如く多くの例によってすでに明らかであり、さらにそれが城南に位置していたことは「尼（房）辯惠墓誌」<sup>(89)</sup>（天宝十四載）に「遷座于城南畢原」、「王方大墓誌」<sup>(90)</sup>（龍朔三年）に「窆於萬年縣東南畢原之野」とあり、さらに北は寧安郷に及んでいたことも「衛君妻輔氏墓誌」<sup>(91)</sup>（開成四年）の「窆于萬年縣寧安郷於畢原，……皇城之南，滄川之右」によって知られる。ただし「畢原」は唐城の南にあって西は長安県内に及んでいた。「韋元倩墓誌」<sup>(92)</sup>（天宝二年）に「□□於長安之畢原」、「韋瓊墓誌」<sup>(93)</sup>（天宝十四載）に「葬於長安縣永壽郷畢原」<sup>(94)</sup>、「田行源妻李氏墓誌」<sup>(95)</sup>（大中八年）に「窆于長安縣永壽郷畢原」。この位置は『遊城南記』が言及する「自翠臺莊由天門街上畢原」・「天門

(82) 『金石續編』卷10、《目》205、《北》29-153、《陝》2-52、《彙》2048、《唐》(10)613-6938。《提》113に「西安碑林舊藏」。

(83) 《陝》2-52に「西安東郊郭家灘出土」。

(84) 《北》28-67、《彙》1854、《唐》(7)400-4609。《北》に「清道光初陝西西安出土」。

(85) 《目》143、《陝》4-1、《彙》續583（重出649）、《補》2-531、《唐》(22)997-15183。

(86) 《陝》に「長安西安東北」というのみ。

(87) 《陝》4-1。

(88) 王育龍「西安南郊唐韋君夫人等墓誌清理簡報」（《考》1989-5）。

(89) 《目》159、《陝》4-25、《彙》續657、《補》5-401、《唐》(22)997-15282。

(90) 《目》38、《陝》3-63、《補》3-381、《彙》續134、《唐》(20)993-14116。

(91) 《目》221、《北》31-47、《彙》2190、《補》4-149、《唐》(14)790-9447。

(92) 《關》3、《目》143、『隋唐五代墓誌匯編·江蘇』42（西安出土）、《彙》1546、《補》7-385、《唐》(22)997-15186。

(93) 《關》1、《目》159、《北》26-136、《彙》1718、《唐》(7)358-4104。

(94) また「鄭溥墓誌」（《目》211、《陝》4-96、《補》2-47、《彙》續884、《唐》(13)744-8695）に「長安縣永壽郷姜尹村神禾原」。これによれば「永壽郷」は南の神禾原まで広がっていたことになる。他に「賈洮墓誌」（《目》249、《北》33-120、《彙》2459、《補》1-412、《唐》(15)811-10011）に「萬年縣寧安郷姜尹村」、「程修己墓誌」（《目》241、《北》33-27、《彙》2398、《唐》(14)806-9876、《新中國出土墓誌·北京(2)》124）に「京兆府萬年縣姜尹村」。

(95) 《目》233、《陝》4-138、《彙》續1001、《補》2-63、《唐》(22)997-15474。

街當畢原之中。『長安志』曰：“少陵原西入長安縣界五里。”蓋畢原也，『志』誤以爲少陵」の位置とも合致する。張礼の踏査記録によれば、「天門街」つまり承天門街から南に延びる大路は城南の「畢原」に在り、その西は長安県内五里まで達しており、『長安志』はこれを「少陵原」と呼んでいるが、「畢原」の誤りであるとする。先に見たように唐代墓誌では寧安郷高望堆にあつても「少陵原」と呼ぶ例があつたから、その西に隣接する長安県まで及んでよい。「畢原」は広義の「少陵原」の西北端に当たる。『雍録』卷7「少陵原」に「在長安縣南四十里」というが、卷7「韋曲杜曲薛曲」に「杜曲在啓夏門外，向西即少陵原也」ともいう所以である。

また、一説に「畢原」を今の郭杜鎮に求めるが<sup>(96)</sup>、その東北、韋曲鎮からその北部、西は杜城村あたりまでとすべきであろう。郭杜鎮は杜城村の西南約4 kmにあり、『括地志』等という「畢原在雍州萬年縣西南二十八里」、『長安志』卷12にいう「少陵原……西入（長安）縣界五里」に合わず、しかも葬地を「畢原」とする墓誌記載と実際の出土地に合わない。卷11に「洪固郷：在縣南十五里，管邨四十八，冑貴里」、今の東三爻村の南から今の韋曲鎮にかけて韋氏墓が集中しており、「畢原」と呼ばれていた。また、『長安志』卷11に「永安陵：在縣南二十五里，周七里。『十道志』云：“秦葬皇子，起冢陂北原上，因名皇子陂，隋文帝改”、「牛頭寺：在縣西南二十五里」といい、今の韋曲鎮に皇子陂として村名が残っており、またそのやや南に牛頭寺址がある。杜城村は韋曲の西北約4 km、唐長安県の界であつた南北の天門街から西に2 km余。

「畢原」が京城南牆外の正南から韋曲鎮の間にあつて西は長安県内まで延びていたならば、「鳳栖原」はその東に位置することになるが、唐の洪固郷内には「鳳栖原」・「畢原」の他に「洪固原」もあつた<sup>(97)</sup>。「韋幾墓誌」<sup>(98)</sup>（貞觀二一年）に「葬於洪固原之大塋」、韋曲鎮友誼街長安賓館の工事現場から出土<sup>(99)</sup>。その北には「北韋村」（李盈墓）があり、「畢原」があつた。この二地の間は約1 km

(96) 李健超『漢唐兩京及絲綢之路歷史理論集』（三秦出版社2007年）「畢原考」（原載『西北歷史研究』1989年）。

(97) 史氏『游城南記校注』（p152）は唐代に「洪固郷」はあつたが「洪固原」の名はなかつたとする。

(98) 陳尊祥等「唐韋幾墓誌考」（《博》1994-4）、《目》12、《補》3-338、《彙》續39、《唐》（20）992-13836。

(99) 陳尊祥等「唐韋幾墓誌考」、《圖》下 111「韋幾墓」。

であり、極めて近い。また「庾游方（故長安縣丞）墓誌」<sup>(100)</sup>（大中十三年）にも「權厝萬年縣洪固原，祔先塋之側」、出土未詳。唐「洪固郷」の名もこの「洪固原」に由来するが、唐「洪固郷」は宋の「洪固郷」と同じく「在縣南十五里，管邨四十八，冑貴里」にあり、今の韋曲鎮一帶。これらの唐「墓誌」にいう「洪固原」は、『太平寰宇記』等にいう「少陵原」の別名としての総称「鴻固原」ではなく、狭義の「少陵原」と同じく、狭義の「洪固原」である。

### 唐“高平郷”と“鳳栖原”

『唐代長安詞典』の「高平郷」（p14）に「位于洪固郷之北，在今長安縣高望堆和焦村西南」。また武氏の説（p91）に出る。先に考察したように、「洪固郷」は今の韋曲鎮あたりにあり、その北から東にかけて「寧安郷」があった。「楊迥墓誌」<sup>(101)</sup>（大和八年）に「安厝於萬年縣高平郷高望里」、「李藩女墓石記」<sup>(102)</sup>（貞元十七年）に「葬於萬年縣高平郷西焦村之南原」、今の高望堆村の西に焦村がある。武氏の拠る所である。先に見たように例11「仇士良墓碑」に「寧安郷鳳棲原社季村」とあり、これは高望堆村から出土しているから、「高望里」を今の高望堆村に比定するならば、このあたりで高平郷と寧安郷が隣接していたと考えられる。ただ「高平郷西焦村」が「高平郷内の西にある焦村」であるのか、「高平郷内にある西焦村」であるのか、疑問が残るが、『遊城南記』に「過高望，西南行，至蕭灌墓，讀碑」、『類編長安志』卷10「石刻」の「唐贈吏部尚書蕭灌碑」条に「在焦村墓前」、張説「蕭灌神道碑」<sup>(103)</sup>に「合葬於少陵原之先塋」というのによれば、高平郷は寧安郷の南部の西から南にかけて広がっていたように思われる。また、「焦村」あたりは「蕭灌碑」では「少陵原」と呼ばれており、呂温「韋夏卿神道碑」<sup>(104)</sup>（元和元年）にいう「合葬於萬年縣高平郷少陵原」にも合う。やはり広義の「少陵原」である<sup>(105)</sup>。

例18「馬浩墓誌」は「南郊」から出土、具体的な地点は不明であるが、その

(100) 《補》7-135。

(101) 《關》2(36a)、《目》216、《北》30-159、《彙》2151、《唐》(13)744-8680。《關》に「此石今藏渭南乾生詹事元中家」。

(102) 《關》2(16b)、《目》187、《北》28-160、《彙》1916、《唐》(9)478-5601。《關》に「此石今藏渭南乾生詹事元中家」。

(103) 《唐》(4)229-2590。

(104) 《唐》(11)630-7112。

(105) 呂温「登少陵原，望秦中諸川。太原王至德妙有水術，因用感歎」詩に「少陵最高處，曠望極秋空」と詠むが、この「少陵原」は司馬村周辺、狭義の少陵原ではなく、高平郷の高望堆村あたりかも知れない。

葬地「高平郷鳳栖原」によって、「少陵原」にあった「高平郷」が「鳳栖原」とも呼ばれていたことが知られる。

唐の「高平郷」は今の焦村・高望堆村あたりに在り、北は「寧安郷」に、西は「洪固郷」に、東は「寧安郷」南部と「義善郷」に隣接していた。「韋俊墓誌」<sup>(106)</sup>（麟徳元年）に「葬於萬年縣洪固郷高平原」という「洪固郷」の「高平原」は「高平郷」の原丘に連なる地であろう。これによっても「洪固郷」と「高平郷」が隣接していたことが知られる。

### 唐“義善郷”と“鳳栖原”

『唐代長安詞典』の「義善郷」(p14)に「位于縣南十餘里。貞觀十九年(公元646)曾在此郷修建了一座義善寺,此郷得名當與此有關」。また武氏の説に出る。武氏(p92)は例23「李推賢墓誌」(乾符三年)の「萬年縣義善郷大仵村」に拠って「大仵村在曲江池西南原上」といい、また『長安志』卷11の「義善寺:在縣南十五里,貞觀十九年建」を引いて「寺以郷名,應即其地」と考える。後に陳雁「西安市雁塔區出土的唐墓誌」<sup>(107)</sup>は「曲江郷一帶是不是墓誌所提的義善郷呢」と懷疑するも、考証するに至らず、「二者之間肯定有密切的關係」と結論するに止まる。『遊城南記』は曲江池の西南に言及して「次杜光村。張注曰:杜光村有義善寺,俗謂之杜光寺,貞觀十九年建,蓋杜順禪師所生之地」といい、史念海校注(p92)は「杜光村,在今南窯村」とする。しかし義善寺と杜光村が寧安郷にあったことは、「鄭氏嫡長殤墓誌」<sup>(108)</sup>(元和十一年)「權葬于萬年縣寧安郷義善寺西」、「李琮墓誌」<sup>(109)</sup>(大和八年)「墓於京兆萬年縣寧安郷杜光里」、「裴澣妻杜氏墓誌」<sup>(110)</sup>(大和九年)「權窆萬年縣寧安郷杜光里」によって明らかである。前述した如く、寧安郷は曲江池の南にあり、その西やや南、今の長延堡東三爻村の東北に南窯村がある。南窯村は唐の啓夏門外。したがって義善寺は寧安郷にあつて「義善郷」の名の由来とは無関係である。

例23「李推賢墓誌」に「義善郷大仵村鳳栖原」、大兆郷伍村から出土。今の杜陵遺址の西南に東伍村があり、大兆郷に属すが、南伍村は杜陵郷に属す。共に

(106)《目》39、《補》7-270。

(107)《博》1992-5。村名「裴家孔」はまた「裴家空」・「裴家控」に作る。『〔民國〕咸寧長安兩縣續志』卷4「地理考上」(7b)の「裴家控」下に「控,『前志』作空」。

(108)『千唐誌齋藏誌』(文物出版社1989年)下冊(p1007)、《補》1-228、《彙》下2012、《唐》(9)480-5664。

(109)《目》216、《北》3-148、《彙》2146、《唐》(13)741-8636。

(110)《目》218、《北》30-180、《彙》2165、《唐》(13)745-8724。《兩》(23b)に「石佚」。

杜陵の南にあり、唐の「大仵村」は今の東・南に分かれる伍村あたりに違いない。『[民國] 續志』は「五」に作る。「仵」・「伍」・「五」は同音。つまり「大仵村在曲江池西南原上」ではなく、東南の原上である。

例19「王同人妻裴氏墓誌」<sup>(111)</sup>に「義善郷鳳栖原」、また「王同人墓誌」<sup>(112)</sup>（開元十七年）に「京南大仵村原」とあるから、《兩》（16b）が「夫人遷祔，當是一地」というように同一地、義善郷大仵村鳳栖原である。

例21「獨孤申叔墓誌」と例22「韋識墓誌」の葬地は共に「義善郷鳳栖原」であり、出土地も共に今の三益村。三益村は東伍村の南、南伍村の西に位置する。唐の「大仵村」と考えてよかろう。

例20「史承式墓誌」の出土地は、《博》によれば「長安區三爻村」であるが、東三爻村あたりは洪固郷に属しており、義善郷に比定可能な地、今の三益村・伍村とはかなり距離があり、かつ「寧安」・「高平」等の諸郷を隔てている。また《博》は「具體出土時間不詳」というが、《新》の「出土時地」条には「2005年3月」とあって記録も矛盾する。「三爻村」は「三益村」の誤記ではなかろうか。

今の三益村・伍村あたりは唐の「義善郷」に属しており、その北、今の三兆村あたりは「寧安郷」に属していた。また、今の東三爻村あたりから南は「洪固郷」に属し、「寧安郷義善寺」は今の南窯村、すなわち東三爻村の北にあったから、「洪固郷」の北は「寧安郷」に隣接していた。「寧安郷」の範囲は、西は啓夏門外あるいはさらにその西にあって長安県との界である明德門外から始まり、東は今の三兆村に至り、東界はおそらく龍首渠の東、今の滻河西岸にあったと考えられる。

例47「嚴愈妻李氏墓誌」に「鳳栖之原」、また「嚴愈墓誌」<sup>(113)</sup>（會昌二年）に「葬于京兆府萬年縣義善郷興牛里」、ともに杜陵郷三府井村から出土。「裴炎妻劉氏」<sup>(114)</sup>（顯慶五年）に「瘞於義善郷之原」、曲江郷裴家空村から出土<sup>(115)</sup>。三府井村は裴家空村の西約800m、高望堆村の北約500mにあって隣接。このあたりも

(111) 《唐》(7)363-4192は撰人を裴渙とするが、誤り。「誌」に「嗣子渙」と称しており、父は姓王、母は姓裴。

(112) 《目》126、《北》23-8、《陝》3-153、《彙》1357、《補》2-19、《唐》(7)401-4616。《兩》に「原石光緒十年出土，今存宋氏城南草堂」。

(113) 《新》727。

(114) 《目》33、《彙》續110。

(115) 陳雁「西安市雁塔區出土的唐墓誌」（《博》1992-5）、《圖》上141・下44「裴劉氏墓」。

「鳳栖原」と呼ばれていた。例11「仇士良墓碑」に拠れば、出土地の高望堆村は「寧安郷鳳栖原」にあり、裴家空村の西南に位置する。「義善郷」は今の三兆村周辺あるいはその東の澧水西岸から西に延び、三府井と高望堆村の間に「寧安郷」との境界があった。

例32「白道生碑」の所在郷名は不明であるが、「鳳栖原」の一角に立てられており、『嘉慶縣志』に「向在鮑坡，今移府學」、つまりかつて鮑陂村で発見された。「鮑坡」は『遊城南記』にも見えており、今の鮑陂村あたり。三益村の東南に隣接する。前述の如く『嘉靖通志』では鮑陂村以北を「鳳栖原」と呼んでおり、『類編長安志』の「在鳳栖原墓前」と『長安志圖』の「在少陵原之北」を勘案すれば、元代あるいは更にそれ以前に遡れる。

### 唐“鳳栖郷”と“鳳栖原”

例24「韋慶復墓誌」は最近（2007年）発見された「韋應物夫婦墓誌」およびその子「慶復夫婦墓誌」計四点中の一つであり<sup>(116)</sup>、それに「附于京兆府萬年縣鳳栖郷少陵原、蘇州府君之墓之後」等の文字が見える。武氏・史氏等今日までの研究に「鳳栖郷」を挙げるものはないが、「唐萬年縣四十五郷」の一つと認めてよい。「鳳栖郷」の名は、「洪固郷・洪固原」・「少陵郷・少陵原」という例から郷・原の名の関係が知られるように、「鳳栖原」に由来すると考えてよからう。ただし「墓誌」では「少陵原」と呼ばれており、これは柳文「少陵原，實鳳栖原」を想起させる。柳墓が「鳳栖原」に在ったとしても、「鳳栖郷」に在ったとは俄かに断定できないであろうが、同柳文中の銘の部分には「兆靈趾，鳳栖里」とあり、また「李紹墓誌」<sup>(117)</sup>（貞觀十六年）「葬於長樂郷長樂里」、「李立言墓誌」<sup>(118)</sup>（貞觀五年）「葬於（洪原郷）洪原里之地」の例の如く、「鳳栖里」が「鳳栖郷」下の行政単位「里」であるならば、「鳳栖郷」の存在を告げることにもなり得る。「鳳栖郷少陵原」の「少陵原」は広義の用法と考えられるわけである。

韋應物一家の墳墓は発見されておらず、また「墓誌」の明確な出土地点も未詳である。《馬》論文には出土地点について「據稱，這四方墓誌于今年出自西安市長安區韋曲鎮東北原上」（p299）というのみであり、しかも「韋曲鎮東北原」は推測ではなからうか。拠る所の「稱」とは「墓誌」中に見える地名と合致せねばならないが、四人の「墓誌」にはそれぞれ次のようにいう。

(116) 《馬》に拓本の写真およびその録文を附録する。

(117) 《目》9、《彙》續27、《陝》貳22、《補》6-237、《唐》(20) 992-13800。

(118) 《目》4、《彙》續9、《陝》貳17、《補》6-236、《唐》(20) 992-13751。

- 1) 韋應物「元蘋墓誌」（大曆十一年776）：窆于萬年縣義善鄉少陵原先塋外東之直南三百六十餘步。……少陵原上兮霜斷肌，晨起踐之兮送長歸。
- 2) 丘 丹「韋應物墓誌」（貞元十二年796）：窆於少陵原。
- 3) 楊敬之「韋慶復墓誌」（元和四年809）：祔于京兆府萬年縣鳳栖鄉少陵原、蘇州府君之墓之後。
- 4) 韋退之「裴棣墓誌」（會昌六年846）：奉遷于京兆府萬年縣少陵原，祔先君。

地理記述は極めて具体的であるが、「韋曲鎮東北原」に類する文はない。前述したように今の韋曲鎮一帯は古より韋氏一族の大塋地であって墳墓はその北から東北にかけての原丘に集中しており、また「少陵原」とも呼ばれていた。「韋曲鎮東北原上」とはそのことによる推断ではなかろうか<sup>(119)</sup>。あるいは『西安歴史地圖集』（p99）「唐長安城南圖」は「韋應物宅」を「少陵」の南にして今の韋曲鎮の正東、東曹村の西北に画いているから、これに拠ったものかも知れない。ただし「唐長安城南圖」中の「少陵」と「杜陵」の位置は明らかな誤りであり、また「韋應物宅」についても『唐代長安詞典』（p193）は韋應物「過昭國里故第」詩<sup>(120)</sup>によって「城内昭國坊」にあったとする。

今、「墓誌」によれば、韋氏の「先塋」は「義善郷」にあったが、韋應物の妻元蘋の墓はその東南約一里にあり、またその子韋慶復の墓は「鳳栖郷少陵原、蘇州府君之墓之後」にあった。韋應物と妻が同穴にして同一地であったことは、「元蘋墓誌」に「釋空莊夢兮心所知，百年同穴兮當何悲」、「韋應物墓誌」に「夫人河南元氏，……先君即世，以龜筮不叶，未從合祔。以十二年十一月廿七日，嗣子慶復啓舉有時，方遂從夫人之禮」とあるのによって明らかである。子韋慶復は「蘇州府君」こと父韋應物の墓の後に祔葬され、それは「鳳栖郷少陵原」にあった。つまり「先塋」韋鑾の墓は「義善郷」に属し、韋應物の墓はその「第三子」であるために分塋してその「東之直南三百六十餘歩」の地、「鳳栖郷」にあった。両墓の間は一里、極めて近く、「鳳栖郷」は「義善郷」の東南にあって隣接していたと見做してよかろう。「義善郷」は上に考察したように今の裴家空村・三府井村・伍村・三益村にかけての一帯であり、その西の韋曲鎮までの間には「寧安郷」南西部・「高平郷」が介在していたから、「韋曲鎮東北原」では

(119) また李浩『唐代三大地域文學士族研究(増訂本)』（中華書局2008年）「附論五：韋應物家族墓誌補論」にいう「于德宗貞元七年窆于少陵原祖塋，『西安晚報』稱墓誌出自長安區韋曲鎮東北塬上，大體也是可信的」（p287）もそのような推断であろう。

(120) 『全唐詩』卷191。



あり得ない。「義善郷」の南部は墓誌の記載と出土地から今の三益村までたどれ、三益村の南は鮑陂村であり、元明清を通して「鳳栖原」の南の界はこのあたりにあった。唐の「鳳栖郷」は「義善郷」の南あるいは東南にあるから三益村以南あるいは以東でなければならない。これは元明清の「鳳栖原」の境界と関係があるのではなからうか。つまり鮑陂村あたりから「鳳栖郷」が始まるために鮑陂以北が「鳳棲原」と考えられるようになったのではなからうか。ただし明代に「鳳栖郷」があったかどうかは史料を欠いて不明であるが、『嘉慶縣志』によれば、清代にはそのあたりは大兆郷であって郷内にも「鳳栖」の存在をつける村名は残っていない。なお、「韋慶復墓誌」の撰者楊敬之は楊凌(?-788?)に嫁いだ韋應物の長女が産んだ子、外孫であり<sup>(121)</sup>、柳宗元の妻の従弟に当たる<sup>(122)</sup>。

### 唐“洪原郷”と“鳳栖原”

『唐代長安詞典』の「洪原郷」(p14)に「位于山北郷之南，即今西安城南興教寺北原龐留土〔井?〕附近。1958年在該地出土的至德三年「壽王第六女贈清源縣主墓誌銘」和杜牧的「自撰墓誌銘」中，均注明葬于此郷、これも武氏の説(p92)に出る。「洪固郷」の所在地を武氏・愛宕氏等は今の杜曲鎮の東北、少陵の西に比定する。その根拠は「左驍衛將御史中丞馬實墓誌」(貞元十四年)の「葬于京兆府萬年縣洪固郷延信里司馬村之少陵原」であり、武氏は「韋曲當是今韋兆，司馬村之名今尚在，在今杜曲鎮北少陵原上，是這一帶乃唐洪固郷地」といい、この説は今日でも支持されている<sup>(123)</sup>。武氏等の説は早く『嘉慶縣志』卷2「歴

(121) 『新唐書』卷160「楊敬之傳」。また「韋應物墓誌」に「長女適大理評事楊凌」とあるから、楊敬之の母は韋應物の長女であった。韋應物に「送元錫、楊凌」詩・「送楊氏女(應物長女)」詩あり。

(122) 柳宗元「亡妻弘農楊氏誌」(卷13)によれば楊凌は柳宗元の岳父であり、楊敬之は義弟になるが、韓醇の注は「凌」を「憑」の誤りとする。楊憑は凌の兄。また弟に凝がいる。柳宗元「唐故兵部郎楊(凌)君墓碣」(卷9)によれば凝と凌は双生児。凝が兄。また、「大理評事楊(凌)君文集後序」(卷21)・「送楊凝郎中使還下宋詩後序」(卷22)あり。なお、「孫備妻于氏墓誌」(咸通六年)(『千唐志齋藏誌』1164、『隋唐五代墓誌彙編・洛陽(14)』118、《目》242、《北》33-50、《彙》2409、《補》1-391、《唐》(14)-9863)に「妣弘農楊氏夫人，外王父左馮翊太守諱敬之，韓吏部、柳柳州皆伏比賈、馬，文章氣高，面訶卿相，豪盛之非，蓋不得爲達官」と見える。

(123) 「周道仙墓誌」に「窆于萬年縣洪固郷北韋村」。李拳綱等「唐〈吳天觀周尊師墓誌銘〉考釋」(《考》2007-5)に「出土地及現藏地未詳。……據武伯倫先生研究認爲：今長安區杜曲鎮北少陵原上，即唐詩洪固郷地。由此可以推斷，唐「周尊師墓誌銘」也應出土于這一區域」(p94)。

代疆域水道城郭宮室名勝圖・唐・萬年」の「洪固郷」条に「馬實墓誌」を引いて「案洪固郷迄今不改。司馬村在大兆社延信里，當即其地」と見える。ただし『嘉慶縣志』卷10「地理志」の「南郷」の「置社十，統二百九十一村」の中に「大兆社司馬村」は確認できるが、「洪固郷」と「延信里」は見えない。「洪固郷」の位置は、杜文玉「唐長安縣、萬年縣郷里補考」<sup>(124)</sup>が懷疑して「南至今長安縣韋曲，北至今西安南郊三爻村」というのが正鵠を得ている。「洪固郷」の「韋曲」は今の「韋兆」ではなく、今の韋曲鎮にある。以下、まずこの点について杜氏の説を補足する。

- 1) 北宋の地名にも「韋曲」と「韋兆」があるが、同一地ではない。『遊城南記』に次のようにいう。

至韋曲。……，復相率濟湫水，陟神禾原，……。下原，訪劉希古，過瓜洲村。復涉湫水，游范公五居。東上朱坡，憩華嚴寺，……。歷廢延興寺，過夏侯村，……。東次杜曲，……。越姜保，至興教寺，……。過塔院，抵韋趙，覽牛相公樊郷郊居，迺登少陵原，西過司馬村。

これらの地名は多くが今日に残っている。張礼のルートを考えるに、「韋曲」は今の韋曲鎮であること疑いなく、いっぽう「韋趙」は「興教寺」の南に位置するから、今の韋兆郷韋兆村に当たる。「趙」と「兆」は同音。『太平寰宇記』に「杜如晦墓：在縣南三十里大趙村」、『類編長安志』卷10「石刻」の「唐贈司空杜如晦碑」条に「在城南司馬村墓前」、『長安志』の「少陵郷：在縣南三十里」、今の大兆郷大兆村の西南に司馬村・少陵遺址がある。今の「大兆村」が宋の「大趙村」、今の韋兆郷「韋兆村」あたりが宋の「韋兆」であつた。恐らく宋名は唐名を踏襲しているであろう。

2) 「馬實墓誌」に錯誤あり。唐「洪固郷」が今の韋曲鎮あたりであるならば、「洪固郷延信里司馬村之少陵原」に符合しない。しかし唐の萬年県には洪固郷の外に「洪原郷」なるものがあり、それは少陵遺址あたり、武氏等が比定する少陵司馬村あたりにあつた。これについても桑紹華「唐萬年縣洪固郷地望考」<sup>(125)</sup>がすでに「録文將“原”改爲“固”，恐系撰寫者之誤。而唐代洪原郷地望，應在杜曲以東，韋兆西北，大兆以南的司馬村、龐留村一帶的少陵原上，當不會有誤」と訂正を迫る。ただし桑氏は「洪原郷」の北に「少陵郷」を比定し

(124) 史念海主編『漢唐長安與關中平原』（陝西師範大学出版社1999年、p401）所収。

(125) 『中國考古學研究論集－紀念夏鼐先生考古五十周年』（三秦出版社1987年）所収。

ている。以下、「洪原郷」・「少陵郷」についての従来の説を補正する。

「清源縣主墓誌」<sup>(126)</sup>に「懸窆於咸寧(萬年縣)<sup>(127)</sup>洪原郷少陵原」、今の大兆郷龐留井村から出土<sup>(128)</sup>。少陵遺址の西南に位置する。杜牧等の杜氏墓群は洪原郷少陵原「司馬村」の近くに点在した<sup>(129)</sup>。詳しくは後述。龐留井村は司馬村の西南約2km。「杜陟墓誌」は民国期に「石存城南興教寺玄奘塔内」<sup>(130)</sup>というから、いつの時代にか露出した墓中から最寄りの寺院に搬入安置されたのであろう。したがって本来遠くない地にあったはずであり、その「墓誌」に「洪原郷司馬村」というから、唐「司馬村」の範囲は興教寺近くまで及んでいた。興教寺遺址は龐留井村西南約1.5km、瀋河に臨む。趙嶺「遊城南」に「西南行。……行五里，原盡，得興教寺，據高原，俯樊川」。洪原郷の西南の界はこのあたりにあったのではなかろうか。『〔嘉慶〕縣志』では杜曲社の東南、「塔寺」の北に「鴻固原南界」と記しており、清代では興教寺あたりから北が「洪固原」、その東が「少陵原」であった。

また、「元重華墓誌」<sup>(131)</sup>（貞元十一年）に「歸葬于京兆府萬年縣洪原郷邑陽里少陵之原」、「元重華妻裴氏墓誌」<sup>(132)</sup>（元和十五年）に「歸附於萬年縣洪原郷東曹趙村少陵原先太谷（元重華）之塋」、出土地は未詳であるが<sup>(133)</sup>、夫妻合附されているから同一地である。今の大兆郷に東曹村があり、これが「洪原郷邑陽里」の「東曹趙村」ではなかろうか。今日、東曹村の西に西曹村があり、東曹村の南に大趙村がある。東曹村は少陵遺址の北にして鮑陂村の南に位置するから、「洪原郷」の北界に近いであろう。

例25「崔瑛墓誌」に「洪原郷鳳栖原」、出土地は未詳。上述のごとく、唐「洪原郷」は少陵遺址一帯であり、このあたりを「少陵原」という例が多いが、「鳳栖原」は「洪原郷」にも及んでいたことになる。

唐「洪原郷」の西界は不明であるが、『遊城南記』に「以西有華嚴寺故也。今

(126) 《目》160(至徳二年)、《陝》1-147、《彙》1732(至徳二年)、《彙》續683(上元元年)、《出》貳140、《補》3-105、《唐》(8)433-5031。

(127) 天寶七載に「咸寧」に改名、乾元元年に「萬年」に復す。

(128) 《圖》上150「長安縣文物圖」の「清源縣主墓」・下111「清源縣主墓」。

(129) 《圖》上151・下109「杜氏家族墓地」。

(130) 《兩》(26a)。

(131) 《目》182、《陝》4-57、《彙》續759、《補》3-130、《唐》(9)480-5665。

(132) 《目》205、《陝》4-82、《補》3-183、《彙》續856、《唐》(12)721-8277。

(133) 《陝》4-57・《陝》4-82によれば「石現藏長安縣文物管理處」。

爲草堂別院。下閣，至澄襟院」下の張注に「碑云：“起塔於萬年縣神禾鄉孫村。”今屬鴻固鄉」、『類編』卷5に「華嚴寺：在樊川孫村之西」という。華嚴寺遺跡は今の朱坡・楊万坡二村の間やや東、朱坡村から東1 km余にある。このあたりは唐「神禾鄉孫村」であったから、唐「洪原郷」との界はその東にあったはずである。

### 宋“少陵郷”と“鳳栖原”

『唐代長安詞典』の「少陵郷」(p15)にはなぜか「位于長安城南少陵原上」という一文のみで、他の項目に見られるような委曲を尽した説明はなく、また武氏(p94)も「少陵郷在漢宣帝許后陵一帶」というのみで考証はない。『西安歴史地圖集』に画く地点もほぼ同じ。今本『長安志』巻11に「少陵郷：在縣南三十里，管邨四十八」、「少陵原：在縣南四十里。南接終南，北至澧水，西屈曲六十里，入長安縣界，即漢鴻固原也。宣帝許后葬於此，俗號少陵原」とあるから、位置は明白であり、故に武氏等はこれに拠り、そのあたりを「洪原郷」とする桑氏はその北、今の朱坡と大兆の間に比定するわけであろうが、いずれも誤りである。そもそも唐代に「少陵郷」なるものは存在しなかった。『詞典』の解説が詳細を欠き、武氏の説が精確な根拠資料を示さないのもそのためである。

まず今本『長安志』の記載に対する清・畢沅の懷疑について質しておく。『長安志』が「少陵郷：在縣南三十里」、「少陵原：在縣南四十里」というのは里数が異なっており、そこで畢沅は註して「前云“三十里”，此云“四十里”，微異。又案『外戚傳』云“許后葬杜南，是謂杜陵南原〔園〕。”師古曰：“即今之所謂少〔小〕陵者<sup>(134)</sup>，去杜陵十八里。”という。しかし「少陵」の例に限らず、同書には「白鹿郷：在縣南四十五里，管邨五十」、「白鹿原：在縣東南二十里」とある。「白鹿」の例では25里もの差があり、もはや「微異」とはいえないのであるが、畢沅はなぜかこの大異を取り上げない。凡そ「縣」と「郷」との間の里数は県廩と郷村の治所を基点とするものであるが、「原」の基点はその「原」のある郷村の治所とは限らないであろう。また、そもそも唐宋の間で区画は必ずしも同じはなく、里数計算そのものにも差異がある。例えば『元和郡縣圖志』に「杜陵：在縣東南二十里，漢宣帝陵也」というが、『括地志』に「杜陵故城在雍州

(134) 『漢書』巻97上「孝宣許皇后傳」、顔師古注は「少陵」を「小陵」に作る。畢沅『關中勝蹟圖志』巻2「少陵原」条は引いて「小陵」に作り、「謹案：古“小”、“少”字通。また『類編長安志』巻8「山陵」の「漢許后小陵」条に「其陵比杜陵差小，謂之小陵，長安方語以“小”爲“少”，故曰少陵。」

萬年縣東南十五里。漢杜陵縣，宣帝陵邑也，北去宣帝陵五里」、また『太平寰宇記』にも「杜陵：漢縣，在今縣東〔南〕十五里」、「漢宣帝廟：在縣東南本陵北，去縣十里」という。ちなみに『元和志』と『漢書』顔師古注によるならば、少陵の位置は県南38里（20+18）で、「少陵原：在縣南四十里」に近いが、『括地志』・『寰宇記』と師古注によるならば県南33里（15+18）で、「少陵郷：在縣南三十里」に近い。韓愈「許國公（韓弘）神道碑」に「葬于萬年縣少陵原，京城東南三十里」。いずれにしても「少陵郷」が「少陵」周辺の地であったことは事実であるが、ここで注意したいのは「少陵郷」が宋代の区画であるということである。宋代に「少陵郷」・「少陵原」は確かに存在したが、唐代には「少陵原」はあっても「少陵郷」はなかった。以下その根拠について述べる。

1) 前述のごとく、万年県の「唐四十五郷」中、『長安志』は大陵・黄臺・霸城の三郷を挙げるのみで、「餘不傳」と明記している。武氏等は『長安志』に見える宋の「少陵」等七郷が唐郷を踏襲したものと考えているようであるが、北宋にあって多くの史料を知り得たであろう宋敏求は「少陵郷」を挙げず、また宋の「少陵郷」を唐名に出るものとも言っていない。

2) 「少陵」遺址は今の太兆郷司馬村に現存しており、『長安志』にいう宋「少陵郷」はこのあたりにあった。畢沅は「少陵郷」下に注して「權德輿撰「右僕射姚南仲神道碑」云：“與夫人之殯合祔于少陵原黄渠里。”則此郷里名也」という。たしかに權德輿「姚仲南碑」<sup>(135)</sup>では「銘」にも「少陵鮮原，美檀新阡。……白驥蕭蕭，黄渠潺潺」とあり、序文中の「少陵原黄渠里」と符合する。「黄渠里」の位置は未詳であるが<sup>(136)</sup>、「黄渠」の名と水道は呂大防「長安城圖」（殘碑拓本）・『長安志』卷11や『遊城南記』にも見える。今の少陵渠であり、司馬村の南から北に向かって原丘を穿って流れ、かつては曲江池に入った。今の雁引公路（雁塔—引鎮）はほぼこれに沿って敷設されたものであろう。しかし「姚仲南碑」にいう所は「少陵原」であって「少陵郷」ではない。「原」と「郷」は固より同じではない。また、「少陵郷」の存在によって「少陵原」の存在を推測することは可能であるが、「少陵原」の存在によって「少陵郷」の存在を証明するには不十分である。さらに宋代には「少陵原」に広義と狭義の二用があり、上記の考察によっても唐代も同様であったと推測される。したがって「姚

(135) 《唐》(9)500-5892。

(136) 今日、曲江の東やや北、孟村の東南に、黄渠頭村があり、民国では黄渠社と呼ばれていたが、唐の黄渠里であることを証する史料はない。

仲南碑」は唐「少陵郷」存在を証明する十分条件にはならない。ただし「少陵原」の「原」が「郷」の訛字ならば別であるが。

3) 「姚南仲碑」の「少陵原」は「少陵郷」の訛ではない。『遊城南記』は「迺登少陵原，西過司馬村」下の張註に「杜牧之「自志」云：“葬少陵司馬村。”という。杜牧「自撰墓誌銘」<sup>(137)</sup>に「葬于少陵司馬村先塋。……及予九世，皆葬少陵」、また「杜詮墓誌」<sup>(138)</sup>にも「長安城南少陵原司馬村先塋」、「杜佑墓誌」<sup>(139)</sup>にも「返真宅於少陵原大墓」といい、いずれも司馬村に在ることを告げているが、それは「少陵原」あるいは「少陵」であって「少陵郷」ではない。さらに、管見によれば、唐墓誌碑中に「少陵原」は頻見するが、「少陵郷」は見当たらない。ただ「謝文智墓誌」<sup>(140)</sup>（長安三年）に「葬於少靈郷之原」とあって《補》の編者は按語に“少靈郷”疑當爲“少陵郷”という。「靈」と「陵」が同音であることによる解釈であろう。「謝文智墓誌」の土地は未詳であるが、今の華県から「大周太州鄭縣少靈郷口義里故上騎都尉張君（愁）墓誌」<sup>(141)</sup>（天授二年）が出土しており、また「馬道徳墓誌」<sup>(142)</sup>（垂拱四年）にも「歸葬於太州鄭縣少靈原」というから、「鄭縣少靈郷」のことではなかろうか。では、杜氏一族の墓群は「少陵郷」でなければ何郷にあったのか。

4) 杜氏一族の塋地は「洪原郷」にあった。「杜悰長女墓誌」<sup>(143)</sup>に「少陵原下洪源郷主塋之隅」、大兆郷司馬村の南から出土<sup>(144)</sup>。「岐陽公主（杜悰妻）墓誌」<sup>(145)</sup>に「洪原郷少陵原尚書先塋」、「杜濟墓誌」<sup>(146)</sup>に「洪原郷之少陵原」、「杜顛墓誌」<sup>(147)</sup>に「洪源郷少陵西南二里」とあるから、杜氏大塋と一族累代の墓群を擁する「少陵原」が「洪原郷」にあったこと、明らかである。

(137) 『英華』946、『樊川集』6、《目》265、《唐》(13)754-8873。

(138) 《目》265、《唐》(13)755-8885。

(139) 《目》206、《唐》(9)505-5928。

(140) 《目》96、《補》7-338。《唐》に未収。

(141) 《目》76、《陝》3-109、《出》壹96、《彙》續306、《補》3-483、《唐》(21)994-14546。

(142) 《新》212。

(143) 李域錚「長安縣出土唐工部尚書杜公長女墓誌」（《考》1988-4）、《目》221、《出》貳243、《補》1-138、《彙》續941、《唐》(13)759-8978。

(144) 李域錚「長安縣出土唐工部尚書杜公長女墓誌」、《出》貳243、《新》下718。

(145) 《目》220、《唐》(13)756-8887。

(146) 《目》171、《北》27-156、《彙》下1795、《唐》(6)344-3943。《兩》(18b)に「石存邑人段氏」。

(147) 《目》231、《唐》(13)755-8884。

5) 「司馬村」も「洪原郷」にあった。杜牧「自撰墓誌」に「少陵司馬村先塋」、杜詮墓誌にも「長安城南少陵原司馬村先塋」というように、杜氏墓は司馬村にあったが、「杜詮墓誌」<sup>(148)</sup>に「萬年縣洪原郷司馬村」という。「司馬村」は「少陵」の傍にあり、「洪原郷」に属していた。したがって先に挙げた「馬實墓誌」に「葬于京兆府萬年縣洪固郷延信里司馬村之少陵原」という「洪固郷」と「司馬村」が矛盾すること、明白である。

6) このように唐に「少陵郷」はなく、「少陵」の近くにあった「司馬村」は「洪原郷」に属していた。先に考証したように「洪固郷」は今の三爻村附近から南は韋曲鎮あたりに及ぶが、その東には「高平郷」・「義善郷」・「鳳栖郷」があり、また南には「神禾郷」があって「洪原郷司馬村」と隣接していない。「馬實墓誌」の「洪固郷」か「司馬村」のいずれかに誤りがあるならば前者であろう。「洪固原」・「洪固郷」は共に唐宋にあって広く知られており、また「原」字が「固」に近いために、「洪原郷」を「洪固郷」に誤ったのではなかろうか。「馬實墓誌」は『文苑英華』巻949・『歐陽行周(詹)文集』巻4に収められており、墓誌も出土していなければ拓本も伝わっていないから確認はできないが、「洪原」を「洪固」に誤ったのは、撰者ではなく、後人おそらく宋人ではなかろうか。

以上、考察してきた唐の墓誌・墓碑等の記載およびその出土地によって断定可能な「鳳栖原」の位置を『(民國)咸寧長安兩縣續志』の合成図上に記してみる。

総じていえば、唐には「鳳栖郷」があったが、「鳳栖原」はその郷に止まらず、西北は「洪固郷」の北部、今の東爻三村あたり、東北は「寧安郷」、今の曲江池の南を経て三兆村の東、滻河の西岸に迫り、さらに東北の「龍首郷」南部をも「鳳栖原」とよぶ例がある。西南は韋曲鎮、東南にかけては焦村・高望堆村あたりの「高平郷」、伍村・三益村あたりの「義善郷」、鮑坡村あたりの「鳳栖郷」を経て「洪原郷」北部、今の少陵遺址の北に及ぶ。いっぽう「少陵原」は「少陵」のある「洪原郷」に止まらず、北は「龍首郷」、西北は「洪固郷」、さらに「高平郷」・「義善郷」・「鳳栖郷」等、広範囲に見られる。つまり「鳳栖原」と「少陵原」の地は重なるわけである。しかしその中でも「鳳栖原」と呼

(148) 《目》241。《唐》に未収であるが、《兩》(26a)「商州刺史御史中丞杜府君墓誌」に節録して「咸通四年七月侍御史内供奉韋晝正書并篆蓋。按「誌」：“府君諱陟，字子遷，京兆杜陵人，終於城南朱坡莊，年七十一，歸祔於萬年縣洪原郷司馬村。”とあり、これによって補遺すべし。



ぶ例は「洪原郷」以北に集中しており、この点は先に提示した宋代以後にあった「少陵原」の広義・狭義の二用に対応する。つまり現“少陵原”に相当する広義の用法と「少陵」周辺にして鮑坡村以南の地を指す狭義の用法があったのではないかとする仮説を裏づけることになる。『雍録』およびその引く所の呂大防『長安城圖』の南の「少陵原」と北の「鳳栖原」の二原異地説に最も近く、



さらに明清の方志にいう鮑坡村を両原の界とする説とも重なる。「洪固原」は「洪固郷」周辺、今の韋曲鎮あたりにあった。

なお、唐代万年県の四十五郷は宋代では七郷に激減しており、その南部、現“少陵原”地域では十郷前後はあったであろうと想像されるが、それが宋代ではわずかに「洪固郷」と「少陵郷」の二郷になっている。それは「洪固」・「少陵」が示すように原丘の存在、当地の地勢上の特徴を反映している。宋代の郷里は唐郷を踏襲したのではなく、原丘を基準として再編成したために唐郷が不明となったのではなかろうか。ただし、唐代原名の集中は墓誌碑等の記載と出土地点の比定が確認可能な地に限って窺えるものであり、今後の出土を待って再検討する余地はある。仮説として提示しておく。

## V “司馬村”説と“鳳栖原”説

柳宗元と累代の墓塋は「少陵原，實鳳栖原」なる地にあった。その所在地については宋元明に記録されており、筆者の知り得た限りでは、1) 司馬村説、2) 鳳栖原＝少陵原北説、3) 少陵西＝朱坡・楊万両村間説に分かれる。しかし3) はすでに文献の誤読によるものであって成立しない。では他の二説は同地点を指すのか、異なるものであればいずれが正しいのか、またいずれかが正しいのであれば、一方の説はなぜ誤ったのか。

### 「司馬村」説の検討

北宋の洪興祖『韓文辯證』が著録する「萬年（縣）司馬村」は、最も早い資料にして且つ所在地が具体的である点において信憑性が高い。その地は今日の西安市の東南郊に位置する大兆郷司馬村に比定される。杜氏一族の墳墓の出土地点と墓誌等の記載によって今日の司馬村と唐宋の司馬村の位置には大きな変化は認められない。ただし『太平寰宇記』に「杜如晦墓：在縣南三十里大趙村」、『類編長安志』卷10「石刻」の「唐贈司空杜如晦碑」条に「在城南司馬村墓前」とあり、墓碑は墳墓と同一地に在るはずであるが、村名が異なっており、このことは宋と元の間に村界に変化があったのではないかと懷疑せしめないではない。『長安志』の「少陵郷：在縣南三十里，管邨四十八」とあるのは『寰宇記』の「在縣南三十里大趙村」に一致するが、『長安志』に「少陵原：在縣南四十里。……宣帝許后葬於此，俗號少陵原」とあり、漢・許後の陵墓遺蹟が今日の司馬村に現存することによって杜如晦墓のある宋の「大趙村」と元の「司馬村」は同一地であると認めてよい。ただ史家の現地調査によれば「杜氏祖塋在西司

馬村，村南有杜如晦墓，三十餘年前墓冢青青，平整後墓基已爲泡桐苗圃。再南則有諸杜之墓<sup>(149)</sup>というから、あるいは今の西司馬村以北が宋の「大趙村」であったのかも知れない。今日の西司馬村の東約300mに東司馬村があり、その北約1.5kmに大兆村があるが、さらに司馬村の北やや西約1kmに小兆寨子村、その西約0.5kmに小兆寨村があり、大兆村の西約2kmに兆寨村があるから、このあたり一帯が「大趙村」ではなかったろうか。「兆」と「趙」は同音。

また、『〔安徽岳西〕河東柳氏宗譜』には「陵西有杜子美故宅」とあるといい、これによって朱坡・楊万両村の間に求める説が誤読に拠った明らかな誤りであることはすでに指摘したが、別に『涇川柳氏宗譜』（嘉慶二年1816）<sup>(150)</sup>なるものがあり、それには「宗元公，字子厚，號愚溪，住萬年縣，居司馬村。……歸葬萬年縣」と記載されている。司馬村に墳墓があったことを明記するものではないが、一考に値する。ただしこの『宗譜』も直ちに信を置くことはできない。たとえば「愚溪」を号としたと記されているが、そのことを告げる文献は今日知られていない。ただ一部の真実は伝えており、永州時代には「愚溪」に居を構え、その地を自ら“八愚”と称した<sup>(151)</sup>。そこで後人が「愚溪」を号と考えたことは容認するとしても、次の「住萬年縣，居司馬村」とは如何なる意味であろうか。住居地が二箇所であることから、おそらく本宅と別業を謂うであろうことは想

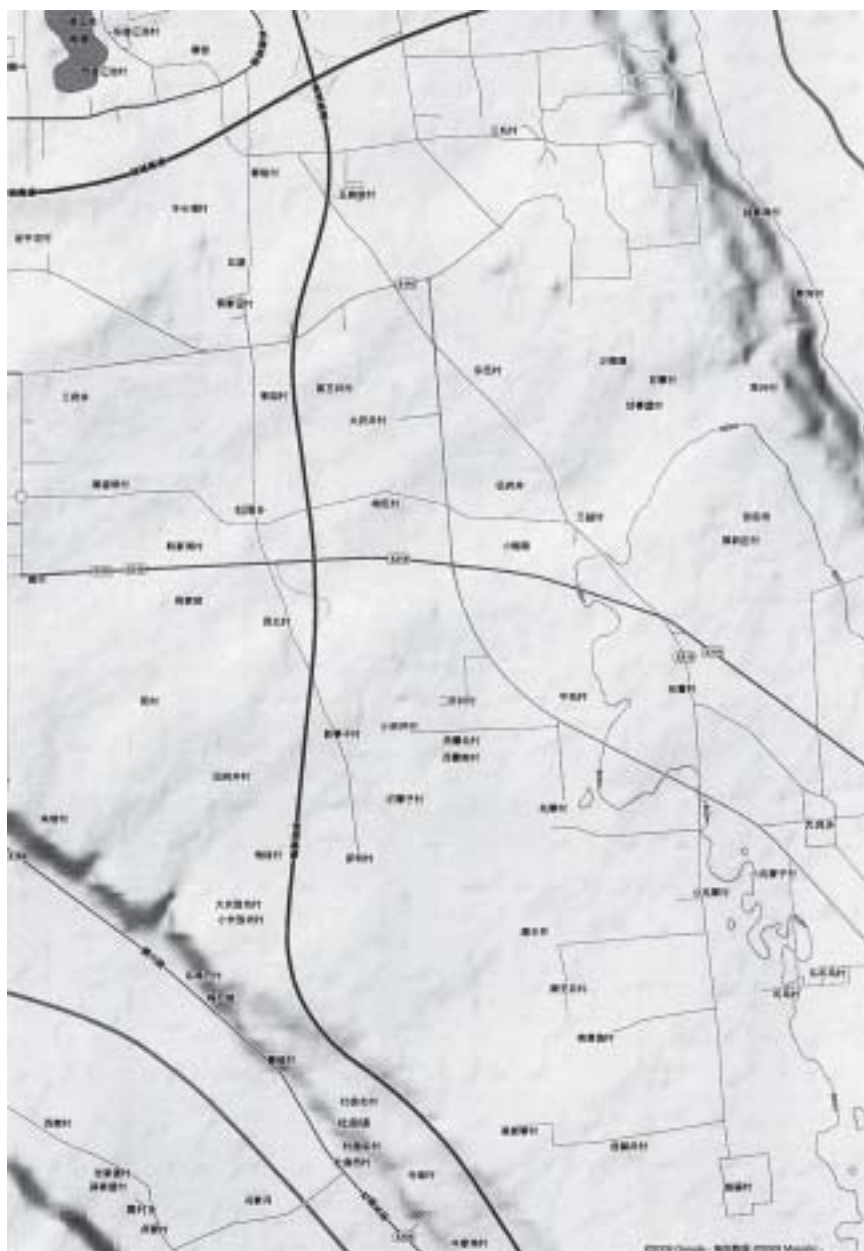
像し得るが、そうであるにしても正確ではない。まず「司馬村」は「萬年縣」に属した。したがって「住萬年縣，居司馬村」の表現は万年県司馬村に居住したと理解できないこともない。しかし子厚は永州員外司馬に左遷される以前、長安在住時代には、城内では親仁里に邸宅があり、そこは万年



(149) 史念海『游城南記校注』（p145）。

(150) 2007年に中国永州市で開催された柳宗元国際學術研討会上で公開された。

(151) 拙稿「柳宗元の「愚」称について」（『彦根論叢』283・284、1993年）。



県に属した。そこで「住萬年縣」とは城内の親仁里に住したことを謂うものと理解されよう。ただし、それは父の代であってその後、恐らく貞元十二年二四歳頃に、城内の長安県善和里に転居している<sup>(152)</sup>。「住萬年縣」が城内の本宅を謂うのであるならば「居司馬村」は別の地を指しており、そこで別業のあった郊外の地を謂うものと理解される。しかし子厚の別業は長安城の西南に位置する昆明池と細柳原の間、恐らく長安県豊楽郷あたりにあった<sup>(153)</sup>。司馬村と豊楽郷の両地はともに城南にあったとはいえ、前者は東南にあって万年県に属し、後者は西南にあって長安県に属し、その間には相当の距離があつて全く隣接しない二地である。したがつてこの『宗譜』の記載は正確ではない。ただ「居司馬村」というのは具体的な地名にして当時実在した村でもあり、「號愚溪」がそうであるように、記載は全くの虚構ではなく、それなりの根拠がありそうである。子厚が永州にて回想する郊外の地はいずれも昆明池・細柳原の周辺であり、この他に全く異なる地、司馬村にも別業があつたとは考えにくい、しかしすでに宋代に帰葬地を万年県司馬村とする説があつたことは確かであり、この地名の一致は偶然とは思われない。そうならば「居司馬村」の記載は司馬村墓塋地説を傍証するものとならう。しかし先に考察したように司馬村は「少陵原」にあつたが、「鳳栖原」と呼ばれる例は少陵以北に集中しており、いっぽう少陵以北を「少陵原」と呼ぶことは多いが、少陵周辺つまり司馬村あたりを「鳳栖原」と呼ぶ例は見当たらない。これは筆者の得た約60（柳文を含む）の実例中その位置のほぼ比定可能な大半の例に拠つた結果に過ぎず、たしかに実例には遺漏があろうが、しかし仮に相当の遺漏があつたとしても、逆に司馬村の位置と範囲からそれが「鳳栖原」に属さなかつたことも証明可能である。以下、まずこの点について述べる。

唐宋の司馬村の位置は「少陵」遺跡の近くにあつたことから今日の司馬村とほぼ変わらないとしても村の範囲まで同一であつたとは限らない。今、先の考察によって範囲をさらに限定することが可能である。

1) 「馬實墓誌」の「洪固[原]郷延信里司馬村」によつて、唐の「司馬村」は「洪原郷」内の「延信里」内にあつたことが知られる。したがつて司馬村説に立てば柳墓の所在地は「洪原郷」の外ではあり得ない。

(152) 拙稿「柳宗元の故郷と唐長安城」（『彦根論叢』290、1995年）。

(153) 拙稿「柳宗元の莊園と唐長安県」（『滋賀大学経済学部研究年報』2、1995年）。

2) 唐「洪原郷」の範囲についても限定可能である。まず、「神禾郷孫村」にあった今の華巖寺遺址は「洪原郷」の西北に当たる。したがって界は「神禾郷」以東に在った。華巖寺の南東には「長盛坊」今日の長勝坊があったが、宋以後の名である可能性が高い。『西安歴史地圖集』はこのあたりに「金龜郷」を記しており、そこで更にそれ以東に限定可能であるが、その根拠は不明。次に「洪原郷」の南界は興教寺の近くに及んでいた。したがって郷域は今の司馬村の北方面よりも南方面に向かって延びていたと推定される。これは「杜氏祖塋在西司馬村、村南有杜如晦墓、……再南則有諸杜之墓」にも合致する。東北から東南にかけての東界は澧水西岸を越えることはない。澧水は「洪原郷」の東にあってほぼ南北に流れており、東西兩岸に原丘を形成する。

3) 唐「洪原郷」には「延信里司馬村」の他に「邑陽里東曹趙村」があった。「東曹趙村」は今の大兆郷東曹村に、また「趙村」は『太平寰宇記』にいう「大趙村」、今日の「大兆村」に比定できよう。「趙」と「兆」は同音。今日、司馬村の北に大兆村があり、さらにの北に東曹村がある。いずれも大兆郷に属す。そうならば「洪原郷」の東北の界は東曹村よりも北に位置することになる。いっぽう「義善郷」の南の界は今の三益村以南にあり、さらに「義善郷」の東南には「鳳栖郷」があったから、今の鮑陂村から東曹村の間に「鳳栖郷」と「洪原郷」の界があったと推定される。

4) そこで宋「司馬村」と唐「司馬村」との界に大きな変動がなければ、柳墓司馬村説では、東北は「洪原郷邑陽里東曹趙村」今の東曹村・大兆村よりも南にして西北は「神禾郷孫村」今の華巖寺遺址よりも東の長盛坊以東の「洪原郷延信里司馬村」にあったことになる。そもそも唐「司馬村」は少陵の近くに位置しているわけであり、したがってその所在は「少陵原」の狭義・広義を問わず、必ず「少陵原」を以て称されるべきである。つまり「鳳栖原」に在るとはいわない。現に杜氏一族をはじめ、司馬村にあった墓誌の例ではいずれも「少陵原」に在るといい、「鳳栖原」に在るといった例はなかった。

5) 次に史料性について、在「司馬村」をいう洪興祖『韓文辯證』の記載は方嶽卿『韓集舉正』に引かれたものであるが、その「石本」の条に見えるから、石本に拠ったという点では信頼を置いてよい。しかし、先にも指摘したように、ただ「京兆萬年司馬村」という「徒有其目耳」であり、「其不可以歲月繫者」の『辯證』に入れられていた点、つまり立年等が知られておらず、全文を見ていないと思われる点、また「墓碑」が「柳子厚〔墓誌〕銘」と称されていた点な

ど、不可解な点が多かった。いっぽう『類編長安志』巻10「石刻」および『長安志圖』巻中「圖志雜説」はともに著者による実際の踏査に基づいた記録であり、『韓文辯證』が何かに拠って転載した間接資料であるのと違って信憑性が高い。

6)『類編』は現存が確認された石刻についてはいずれもその所在地を明記しており、「杜如晦碑」条には「在城南司馬村墓前」というから、駱天驥は「司馬村」も訪れていた。この条は「柳宗元碑」条の直後に掲げられており、それには「在鳳栖原墓前」というのみである。仮に「柳碑」が司馬村に在ったならば、当然「在司馬村墓前」と書かれたはずであり、今、そのように記していないことは司馬村ではなかったと判断せざるを得ない。

### 「鳳栖原」説の検討

では、「司馬村」説が淘汰されるならば、他の説、駱天驥『類編長安志』の「在鳳栖原」、李好文『長安志圖』の狭義の「在少陵原之北」という元人の説はどうか。

1) この二説は、表現は異なるとはいえ、ともに明の『通志』にいう「鮑陂」以北が「鳳栖原」、以南が「少陵原」とする説に合う。また、『類編』が「黃渠: 自南山東義谷堰水，上少陵原，至杜陵南，分爲二渠。一灌鮑陂，一北流曲江」というのも「鮑陂」が分岐点となっていたことを告げている。「鮑陂」は今の鮑陂村に比定される。元代には「鳳栖原」と「少陵原」は区別されており、先の考察によって唐代においても両原は区別されていたと考えてよからう。問題はその境界である。明・清では鮑陂が両原の界とされており、元も同様に理解してよいが、宋・唐においては断定できる十分な史料を欠く。しかしそこに境界が置かれたのは、そしてそれが王朝に踏襲されてきたのは、そうすべき、あるいはそれが容易に分る、何らかの客観的な根拠があったからであり、それは地勢上の特徴に求められよう。つまり張礼が「鮑陂，隋改曰杜陂」というから、鮑陂の名は唐代にあり、あるいはそうでなかったとしても、「陂」つまり沼澤と呼ばれており、そして今日でもその痕跡が認められるから、そこは低地にして谷をなしていたはずであり、それを挟んで南北に高地があった。そこで狭義の「少陵原」が少陵遺蹟周辺であることは明らかであるから、南が「少陵原」であり、「鳳栖原」はその北ということになる。唐代墓誌の実例で「鳳栖原」とする地点も鮑陂以北に集中しており、また「鳳栖郷」のあった地点も鮑陂あたりに比定される。

2) 柳墓が今の鮑陂村以北の鳳栖原上にあったとしても、唐人のいう鳳栖原は現「少陵原」の北半分に当たる広範囲に及ぶが、さらにそれを限定できないか。まず、元人は〈少陵原+鳳栖原+洪固原〉三原異地説をとっていたから、「洪固原」の地域を除外してよい。つまり元人のいう「鳳栖原」の範囲は、鮑陂以北、西北は高望堆、西南は長勝坊に及ぶ広い地域の中にあるが、さらに鮑陂以北にあってはその西北ではなく、東北に限定してしてよかろう。以下、その根拠を挙げる。

(1) 唐代墓誌碑に見える「鳳栖原」の地は鮑陂以北にあっては西よりも東に集中している。ただし実例には遺漏があり、また比定不能な例もある。

(2) 『類篇』巻10「石刻」が著者の踏査記録に基づくものであるならば、記載の順序は位置を反映してはいないか。「石刻」編全体は、各石刻名に王朝名を冠して「周」・「秦」・「漢」・「魏」・「唐」・「宋」・「金」・「大元」の順で配されている。つまり編集方針としては先ず編年が優先されており、その中では「唐」部分が圧倒的に多いが、その下位分類では何が基準とされているのか。「唐」部分は表のように配せられている。

元・駱天驥《類編長安志》卷十《石刻》(唐)				
01	石經	貞觀四年立	置文廟	文廟
02	孝經臺	天寶四年九月	在文廟	
03	孔子廟堂碑	武德九年立	在文廟	
04	顏氏家廟碑	建中元年立	在文廟	
05	玄秘塔銘	會昌元年立	在文廟	
06	大智禪師碑	開元二十四年立	在文廟	
07	三藏聖教序	咸亨三年立	在文廟	
08	遺教經	不著刻石年月	在洪福寺	文廟
09	金剛經碑	會昌四年立	安西府東興唐寺	
10	金剛經碑	麟德二年立	在文廟	
11	道因法師碑	龍朔三年立	在文廟	
12	多寶塔感應碑	天寶十一年立	在文廟	
13	不空碑	建中二年建	在文廟	
14	楚金禪師碑	貞元二十一年立	在文廟	
15	李氏遷先塋記	大曆二年立	在文廟	
16	李氏三墳記	大曆二年立	在文廟	
17	郭敬之廟碑	廣德二年立	在北樹樓南	

18	御史臺精舍碑		開元十一年	在省衙
19	李抱玉碑	名書家	大曆十三年立	在長安縣社永村墳前
20	左神策紀聖德碑		會昌三年立	在左軍
21	右神策軍碑		咸通年中立	在右軍
22	三藏聖教序		永徽四年刻	在慈恩寺塔
23	九成宮醴泉銘		貞觀六年	在麟遊山九成宮
24	昭陵刻石文		貞觀十年刻	(昭陵)
25	李晟神道碑	神道碑	大和三年立	在高陵縣渭橋鎮
26	段秀實神道碑		貞元元年立	在臨潼縣斜口鎮姚村墓前
27	楊場先廟碑	廟碑	開元二十六年立	在廟坡
28	李晟先廟碑		貞元八年立	在雁塔西二里
29	杜佑家廟碑		元和十一年立	在啓夏門…移在安上街西
30	令狐楚先廟碑		大和五年立	在雁塔南一里
31	柳宗元碑	墓碑	元和十五年立	在鳳棲原墓前
32	杜如晦碑		不可讀	在城南司馬村墓前
33	蕭濯碑		開元十八年立	在焦村墓前
34	馮昭泰碑		開元二十一年立	在慈恩寺
35	郭敬之碑		肅宗元年建寅月立	在鳳棲原高望堆墓前
36	貞順皇后武氏碑		天寶十三年立	在龐留村南長勝坊冢墓前
37	咸宜公主碑		興元元年立	在龐留村墓前
38	旌儒廟碑		天寶中	在臨潼縣西南驪山橫坑村
39	尚書省郎官廳石記	法書	張旭書	填在青蓮池中
40	張旭草書千文		乾元二年書	
41	祭伯父濠州刺史文		乾元元年	在賈治中宅
42	薦福寺德律師碑		大曆六年立	在景風街仁王院
43	花萼樓火餘碑			在興慶池南
44	秦相樛里子墓碣		貞元三年立	在省衙西樛里廟中
45	昇玄劉先生碑		大和七年立	在靈應宮
46	玄度十體書			在安西府香城寺
47	顏魯公坐位帖			刻在文廟
48	阿彌陀經		乾封元年立	在山亭寺中
49	一行禪師塔碑	開元十六年立	灊橋東原上	
50	張說題玄宗御書記	開元十六年	(驪山溫泉)	華清宮
51	後魏溫泉銘		在華清宮	
52	唐溫泉銘	貞觀中立	在華清宮	



53	隋智永真草千文碑	法書		在靈應宮	
54	懷素律師聖母帖			在府廡	
55	臧氏糾宗碑		顏真卿書	在三原北坡上	三原縣
56	臧懷恪碑		顏真卿書 開元十二年立	在三原冢前	
57	臧懷亮碑		開元十九年立	在三原北墓冢前	
58	臧希忱碑		大曆四年立	在三原北墓前	
59	臧希晏碑		大曆五年立	在三原北墓前	
60	臧公碑		天寶中立	在三原墓前	
61	臧崇碑		天寶七年立	在三原	
62	報本寺碑	釋道碑	大中元年建	在武功報本寺	
63	遍照禪師碑		貞元十五年立	在樊川	
64	隋真寂寺碑		開皇十四年立	在金光門真寂寺	
65	釋迦文賢劫千佛像記			在開元寺官塔院	
66	信行禪師碑		神龍二年立	在百塔	
67	圭峯定慧禪師碑		大中九年立	在草堂	
68	太清宮道藏經目錄碑			唐太清宮，今爲賈老菴	
69	華山石闕題名		開元二十三年至清泰三年	在華嶽廟	華嶽
70	顏魯公題名		乾元元年	華嶽廟	
71	修漢未央宮碑		會昌二年建	西嶽廟	
72	王羲之筆陣圖	法帖	張昶	在山亭寺	
73	謝靈運草書帖			在陝西行臺趙中丞宅	
74	張長史肚痛帖			在張金紫宅	
75	邠國公修功德銘		長慶二年立	在文廟	
76	金蘭帖		歐陽詢墨跡	在文廟成德堂西壁	
77	華清宮津陽門詩碑		鄭嵎撰	在華清宮	
78	井[元?]府君神道碑		柳公權書	在藍田縣西咽壺泉	
79	韋皇后碑	柳公權書	在韋曲		
80	華清宮三十韻詩	杜牧之書	在華清宮		
81	昌黎五箴	宣和五年建	在文廟		
82	順陵碑	相王旦書	在咸陽原上		
83	三藏法師玄奘塔碑	開成四年	在興教寺		

王朝による時間分類の下位においても編年が貫かれているわけではなく、所在地・碑文内容・書者等によって整理されており、全体的には統一性を欠くといえ、局部的にはある基準によって整理・分類せんとする意識が働いているこ

とは明らかである。その中で25から37までは神道碑・廟碑・墓碑の類が集められている。しかし更にその下位分類の基準は明らかに時間ではなく、基準があるとすれば地点が優先されているのではなかろうか。墓碑の類では31から35まではほぼ城南の東から西に向かっており、36・37はさらにその南に位置するものが挙げられているように思われる。そうならば31「柳宗元碑」は最も東に位置することになる。これは(1)にも符合する。

『長安志圖』巻中「圖志雜説」も同じく著者の踏査に基づく記録であり、前半では「杏園」・「韓莊」・「鄭莊」・「塔坡」・「蓮花洞」・「翠微寺」・「牛頭寺」の名所旧跡を挙げ、継いで「碑」墓碑・「墓」墳墓について表のような順序で配されている。

02以下の順は『類篇』と同じく城南の東から西に向かっている。ただ01は『類篇』の19と同一の墓碑をいうから「長安縣杜永村」のことであり、今の杜永村に比定される。何家宮村の西、香積寺の東。「長安縣」にあるから02から04までの地点

01	李抱玉碑	在杜永村
02	柳宗元碑	在少陵原之北
03	蕭灌墓	在焦村
04	論弓仁墓	在趙村
05	渾瑊墓	在城之西南

が万年県であるのと明らかに異なり、地理的位置が下位分類の基準となっているとは言い難い。ただし01は前の「牛頭寺」に続くものとして挙げられたと考えられないこともない。今の杜永村は「牛頭寺」の西に位置する。また、01は『類篇』でも別扱いされている、つまり墓碑の類ではなく、顔真卿封勅書として名書家の類に入れている。それと関係があろうか。収録数も少なく、分類・配列基準を帰納することは困難である。

3) 鮑陂の北には杜陵があり、「鳳栖原」の名は漢・宣帝の時に鳳凰が杜陵に集まったことに由来するという説が清初の方志に引く『舊志』に見えた。鮑陂が隋代で「杜陂」と呼ばれていたのも「鮑陂，隋改曰杜陂，以其近杜陵也」、杜陵の近く、具体的にはその南面にあったからである。今、『舊志』の名とその説の初出を審らかにしないが、伝承であるとしても、一般的にいて、命名には何等かの根拠・背景があり、南郊の「原」名についてもその地の特徴あるいは事件等に由来するであろうことは、「少陵原」が宣帝許後の陵墓の俗称「小陵」の地を指し、「鴻固原」・「洪固原」が洪大堅固な大地を意味することを見ても、容易に想像される。「鴻」と「洪」は同音にして早くから通じる。「鳳栖」という命名にも何らかの根拠があり、そうならば宣帝との関係を措いて他に適当な

ものは先ず考え難く、かつ皇帝に関する事象であることを以て最も重視されるべきであり、されて来たであろう。

この地に関する歴代の皇帝の中で、鳳凰との関係が最も深いのは宣帝である。『舊志』の挙げる『漢書』巻8「宣帝紀」の「神爵四年」の条がすでにそうであるが、他にも宣帝朝に鳳凰が飛集したことを告げる記録は多い。「宣帝紀」に拠れば、本始元年(前73)五月に「鳳皇(鳳凰)集膠東、千乘」、四年五月に「鳳皇集北海安丘、淳于」、地節二年(前68)四月に「鳳皇集魯郡」、元康元年(前65)三月に「鳳皇集泰山、陳留」、二年夏に「神爵集雍」、かくして鳳凰・神雀の類の瑞鳥は京師長安に至り、三年春に「五色鳥以萬數飛過(三輔)屬縣」、四年三月に「神爵、鳥五采以萬數集長樂、未央、北宮、高寢、甘泉泰殿中及上林苑」、ついに皇宮・御苑に至り、五年正月には「神爵仍(頻りに)集」によって「神爵」と改元し、後には二年二月に「鳳皇、甘露降集京師、羣鳥従以萬數」、四年(前58)二月に「鳳皇、甘露降集京師」、十月に「鳳皇十一集杜陵」、十二月に「鳳皇集上林」というように、しきりに飛来するようになり、五年正月には鳳凰が五たび至ったことによって「五鳳」と改元し、三年三月に「鸞鳳又集長樂宮」、甘露二年(前52)に「鳳皇、甘露降集」、三年に「鳳皇集新蔡、羣鳥四面行列、皆鄉鳳皇立、以萬數」、四年に崩御。これは当時における符瑞思想の流行と関係があり、宣帝の前では昭帝の年号「元鳳」(前80)、後では成帝の「鴻嘉」(前20)、新・王莽の「天鳳」(14)もそうであるが、無神論者として知られる後漢・王充『論衡』が特に「宣漢篇」を設けて「孝宣、孝明符瑞、唐虞以來、可謂盛矣」と指摘しているように、西漢の宣帝と東漢の明帝が最たるものであり、「孝明時雖無鳳凰、亦致麒麟、甘露、醴泉、神雀、白雉、紫芝、嘉禾、金出鼎見、離本復合。五帝、三王、『經傳』所載、瑞應莫盛孝明。如以瑞應效太平、宣、明之年、倍五帝、三王也、夫如是、孝宣、孝明、可謂太平矣」といって揶揄している。王充が列挙するように瑞祥にはじつに様々な物があつたが<sup>(154)</sup>、宣帝の場合は「孝明時雖無鳳凰」というように、鳳凰の頻出に特徴がある。また「宣帝紀」によれば、元平元年(前74)劉詢(宣帝)が武帝の曾孫として掖庭で養育されていた時、「尤樂杜、鄠之間、率常在下杜」、元康元年(前65)春には「以杜東原下爲初陵、更名杜縣爲杜陵。徙丞相、將軍、列侯、吏二千石、訾百萬者(於)杜陵」、杜の東

(154) 瑞祥の種類・等級等については拙稿「唐代中期における儒教神学への抵抗—天命・祥瑞の思想をめぐる韓愈・柳宗元の対立とその政治的背景」(『滋賀大学経済学部研究年報』3、1996年)。

に位置する原丘を好み<sup>(155)</sup>、その地に陵墓を造営して高官・資産家等を移住させた<sup>(156)</sup>。後に『三輔黃圖』巻6「陵墓」に「宣帝杜陵：在長安城南五十里。帝在民間時，好游鄠、杜，故葬此」という所以である。このように宣帝は鳳凰を喜び、杜陵を自分の葬地として造営するや、又たその地に鳳凰が飛来した。そこで『舊志』が「鳳栖原」の名の由来として「神爵四年，鳳皇十一集杜陵」を挙げるわけである。

総じていえば、唐以前においてこの地と最も関係が深いのは宣帝であり、宣帝の周囲には常に鳳凰が飛来しており、宣帝といえば“鳳凰皇帝”と号してもよいほどに鳳凰のイメージがつきまとう。しかもその陵墓に鳳凰が止まった。そこで漢以来、人々が宣帝の陵墓である杜陵のある原丘を「鳳栖」を以て呼んだであろうことは想像に難くない。また、杜陵は二千年後の今日に至っても崩壊することなく、ほぼ原型を保っており<sup>(157)</sup>、千年前の唐代にあっては陪葬墓を抱えて更に儼然として一地を占めていたはずである。したがって『舊志』の記載は全く根拠の無い伝承ではなく、宣帝と鳳凰の関係を考えればむしろ最も蓋然性が高いといえよう。さらに臆測すれば、「栖鳳」ではなく、「鳳栖」になっているのもそのためではなかろうか。「栖鳳」は亭・閣等の建築物の名称や人名に多く見られ、二字の構造は存現文を成しているから、単にある時たまたま鳳がいるのが発見されて命名されたというイメージを与えるが、いっぽう「鳳栖」は主語が特定されたものであって常に鳳がいる地を謂う。漢代より「鳳」といえば宣帝が想起されたはずであり、宣帝には鳳凰が付き物であってその陵墓にも鳳凰がいたから「鳳栖」なのであって、後に陵墓に鳳凰が出現したのではない。その原を「栖鳳」といわず、「鳳栖」というのもこのような宣帝と鳳凰との緊密な関係が知られていたからではなかろうか。

(155) 「杜」は今の杜城村周辺。漢の杜県城址はそのやや西北。《圖》「杜城村遺址」・「杜縣故城」（上p140、下p36）。

(156) 陵邑は陵墓の西北約2.5kmの地、城址は長方形、東西約2.1km、南北約0.5km。《圖》「杜陵」（下p37）。

(157) 《圖》「杜陵」（下p37）に「西漢諸陵中規模較大、保存較好」。それによれば、陵園は正方形、辺430m、中央の封土は底辺175m、頂辺50m、高さ29m。王皇后の陵墓はその東南580m、許皇后の陵墓は南6.5km。臣下の陪葬墓は杜陵の東南、東北および北部に集中しており、現存する封土は62基。

## おわりに

以上の考察をふまえて柳文「伯祖妣趙郡李夫人墓誌銘」の記載に振り返ってみたい。

葬于萬年縣之少陵原，實鳳栖原，……。兆靈趾，鳳栖里；良之山，兌之水；靈之車，當返此。

鮑陂の西北から西にかけては義善郷・高平郷・神禾郷があり、いっぽう義善郷の東南には鳳栖郷があった。そこで「少陵原，實鳳栖原」とは「少陵原ではあるが、実際には鳳栖原である」ことを謂い、「鳳栖里」は鳳栖郷を指す、あるいは同郷内に下屬する里を指すと推測される。「少陵原」には広狹二義の用法があったが、ここでの用法は楊敬之「韋慶復墓誌」にいう「鳳栖郷少陵原」と同様に広義のそれであろう。「鳳栖原」に在る「鳳栖里」が「鳳栖郷」であるならば、唐代では鮑陂以北には西に義善郷・高平郷があったから、その東、杜陵のある原丘を指すであろう。この地は「良之山，兌之水」という環境記載にも基本的に合致する。これは風水を告げるものであり、『易』によれば、「良」は山を、「兌」は沼澤を謂うと共に方位としては「良」は東北を、「兌」は西を謂う。当時、「兌之水」に当たるものとしては鮑陂あるいはそれを經由する黄渠が考えられる。黄渠は義善郷と鳳栖郷の間に位置し、やや西北に偏してほぼ一直線に流れていたから、黄渠が両郷の界を成していた可能性も考えられよう。「良之山」としては、今日では鮑陂以北の東北には三兆村あたりに台地の高みがあるのみで、「山」と呼べるものの存在は知られていない。ただ『遊城南記』には「黄渠水，……鮑陂之東北，今有亭子頭，故巡渠亭子也。北流入鮑陂。鮑陂，隋改曰杜陂，以其近杜陵也。自鮑陂西北，穿蓬萊山，注曲江」とあり、「蓬萊山」なるものがあった。この「蓬萊山」については、実地調査によれば<sup>(158)</sup>、鮑陂村から曲江までの間に地勢上それらしきものはないが、当地の人に“堰嶺”と呼ばれている地があり、すでに黄渠の流れに削られて低くなっているのではないかと推察されている。“堰嶺”の具体的な所在地点や形状は未詳であるが、黄渠上にあつて“堰”を形成していた隆起部分を謂うのではなかろうか。つまり黄渠の流れを堰き止めて方向を変えるものであったのではなかろうか。しかし唐宋の黄渠の水道は鮑陂から曲江に向かって西北にほぼ直進していたから方向

(158) 曹琴爾「長安黄渠考」(『中国歴史地理論叢』1990-1、p64)、史念海『遊城南録校注』(2006年、p58)。

を変える必要はなく、考えられるのは「巡渠亭子」である。それは『類編』が「黄渠：自南山東義谷堰水，上少陵原，至杜陵南，分爲二渠。一灌鮑陂，一北流曲江」というように、左右に分流していた地であり、今日の常家圪墘付近と考えられている<sup>(159)</sup>。左が『遊城南記』という鮑陂を経て西北に向かう一支である。「巡渠亭子」のあった小高い地が「蓬萊山」なのであろうか。しかし「自鮑陂西北，穿蓬萊山」ならば、「蓬萊山」は鮑陂から西北に流れる位置にあることになるから「鮑陂之東北」とは異なる。ただし左右に分流せしめる隆起全体を指すと考えるならばその限りではない。そうならば『遊城南記』にそのような記載、たとえば「今有亭子頭，在蓬萊山」のような説明があつてよい。あるいは堰関の類ではなく、その逆、つまり黄渠を疎通させたために原丘の高みで一部分断された所があり、それが山の如く一方に残っていたのではなかろうか。今日、山らしきものはないと報告されているが、この辺りには明代諸王の陵墓が点在するからその造営のために利用されて平地になってしまったのかも知れない。いずれにしても今日となつては想像に過ぎない。ただ分断された高みは黄渠に面して断崖の如く聳立していたはずであるから、「蓬萊山」の可能性はあるとしても、「良之山，兌之水」という立地条件には適合しないのではなかろうか。仮にそれらのいずれかであるにしても、なぜ「蓬萊山」と称されたのか。さらに想像を逞しくすれば、このあたりにあつて「山」の如く存在するのは宣帝の山陵「杜陵」であり、「蓬萊」なる吉祥語は揚雄「反離騷」に「鳳皇翔於蓬階兮，豈鴛鴦之能捷」ともいうように、鳳凰を想起せしめる。また、唐・儲光羲「同諸公秋霽曲江俯見南山」詩に「天靜終南高，俯映江水平。有若蓬萊下，淺深見澄瀾」とあり、この「蓬萊」は終南山が曲江の水面に映った倒影を詠んだものであろうが、実際には曲江に映るのは終南山ではなく、少陵原であり、この景観によって「蓬萊山」と呼ばれたのであろうかとする説がある<sup>(160)</sup>。そうであるならば、それは本稿でいう広義の「少陵原」であつて「鳳栖原」と

(159) 曹琴爾「長安黄渠考」(p58, p60) は、『[民國] 陝西通志續通志』卷39「水利」に『縣志』を引いて「黄渠自義谷堰水、至杜陵分爲二渠，一灌鮑陂，一北流十里入曲江，今廢」とあり、また『[嘉慶] 咸寧縣志』卷3「歷代疆城水道城郭宮室名勝圖上」に「今按尹家衛以北，有溝經龍首原，過三像寺東北；寺在韋兆村東北原上，經北留村、戎店分二支；北歷新庄、三兆諸村東，繆家寨及黄渠社西」とあるのに拠つて、鮑陂の手前に位置する曹村から東北に分流していたと考え、「巡渠亭子」は今日の常家圪墘付近であり、「北流」は常家圪墘の西を経て北上する水道であるとする。『[民國] 續通志』に引く『縣志』の説はすでに『類編』に見える。

言い換えてよい。杜陵の封土と「巡渠亭子」は異なるが、「鮑陂，隋改曰杜陂，以其近杜陵也」であるから、「巡渠亭子」も陵域にある、つまり杜陵の原丘の一部と考えてよい。いずれにしても「蓬萊山」とは「鳳栖原」にあって黄渠に臨む東岸上の原丘に属する地であろう。

以上を要するに、柳墓の所在地は元人の説が正しく、洪原郷延信里の司馬村ではなく、その北の洪原郷邑陽里の趙村・東曹村を越えて北にあった鮑陂の北から東北に位置した鳳栖郷鳳栖里にあり、恐らく西に鮑陂に臨み、東北に杜陵あるいは「巡渠亭子」のあった隆起を望む地点に在ったのではなかろうか。本稿の仮説である。では、なぜ「司馬村」説が出現したのか。

唐代では司馬村は洪原郷延信里に属し、宋代では「少陵郷：在縣南三十里，管邨四十八」に属していたが、唐の趙村・東曹村は今日に地名が残っていることによって宋代に踏襲されていたと推測されるから、宋の司馬村と鮑陂の間には少なくとも趙村・東曹村が介在しており、つまり隣接しておらず、しかも5 km以上の距離がある。「司馬村」説と「鮑陂以北」「鳳栖原」説は明らかに矛盾するが、なぜ洪興祖は「司馬村」と記載したのか。洪興祖が拠った資料は、恐らく目録のような簡単な記録資料であり、そこには「司馬村」にあることのみが記されていた。そこで考えられるのが当時の『宗譜』の類あるいは『遊城南記』である。

宋代の『宗譜』がいかにかに記載していたのか今知る由もないが、少なくとも今日に伝わる『〔安徽岳西〕河東柳氏宗譜』・『涇川柳氏宗譜』を見る限り、いずれの記載も誤りであることは明白であり、それが宋代の『宗譜』を継承するものであるならば、いよいよそれも怪しい。ちなみに『涇川柳氏宗譜』は清・嘉慶二一年(1816)の編であるが、『〔安徽岳西〕河東柳氏宗譜』の成立年代は未詳<sup>(161)</sup>。今日知られる柳宗元の血脈を継ぐとする『柳氏宗譜』の記載がすでに誤りであり、宋代のそれは知られていない、あるいは今日の『宗譜』を以て推し

(160) 曹琴爾「長安黃渠考」(p64)に「揆諸實際，南山與曲江相距六十里，不當有此奇景。原疑誇大之詞，今以爲倒影曲江波中者，應爲少陵原。當時人們或因此奇景而俗稱原爲蓬萊山歟」、また史念海・曹琴爾『游城南錄校注』(p58)。なお、共に儲詩(『全唐詩』卷138)の「瀛」を誤って「汧」に作る。「瀛」は仙島「蓬萊」のある東の大海。

(161) 筆者未見。柳哲「柳宗元佚文『譜牒論』」(『尋根』2006年第1期)にいう『〔安徽岳西〕潜陽柳氏宗譜』収載の「柳宗元『河東柳氏族譜』序」について卞孝萱「柳宗元佚文『譜牒論』系偽作」(『尋根』2006年第2期)は「清朝偽撰」であるとす。『潜陽柳氏宗譜』そのものもその疑いがある。

て知る可しであるならば、他に根拠となったものはないか。その一つとして考えられるのが『遊城南記』である。張礼は「司馬村」に登った後に自注して柳宗元「伯祖妣趙郡李夫人墓誌銘」を引用しており、それは「葬于萬年縣之少陵原，實鳳栖原，介于我先府君、仲父二兆之間」という柳宗元一族の塋地の所在を告げる一文であった。これは「少陵原，實鳳栖原」なる地勢を説明するために引用されたものであるが、柳宗元の墳墓も当然その地にあり、そこには韓愈の撰した「墓誌銘」も存在したはずである。張礼自身は「柳宗元墓碑」の存在に触れていないが、司馬村ある少陵原の高みに立って眺望しており、また当時、「柳宗元墓誌」は現存していた。しかし目睹していたならば他の墓誌と同様に記録したはずである。近くにいたとはいえ、墓碑が鮑陂以北にあったならば、司馬村からは固より目視可能な距離ではなく、また帰路も司馬村から西にとって直ちに原を下っているから、柳墓のあった北を迂回してはしない。張礼は墓碑を見ていないと断じてよいのであるが、洪興祖は張礼が柳文を引いていたために柳墓の所在地をいうものと理解したのではなかろうか。したがってその記載は「京兆萬年司馬村」のみの簡単なものであり、つまり田概『京兆金石録』や駱天驤『類編長安志』が知り得た「唐柳州刺史柳宗元碑」の立年を知らず、『辨證』に入れておらず、つまり校勘にも用いておらず、また「墓碑」ではなく、「柳子厚〔墓誌〕銘」に作っているのである。一つの可能性として考えられよう。ちなみに洪興祖『韓文辯證』は張礼『遊城南記』の約40年後の撰である。

以上、柳墓の所在地をめぐる三説が知られており、少陵のある司馬村の西に位置する朱坡・楊万村間に求める説はその根拠とする文献の誤読によるものであってすでに成立せず、また「司馬村」説は『遊城南記』が地勢の説明で引く記載に拠った可能性があり、最も信頼できるのは元人の踏査記録である。それによれば、柳墓は司馬村あるいはその西に在るのではなく、その北に位置する鮑陂の近く、恐らく今日の鮑陂村の北から伍村・三益村の東の間、黄渠の東の地にあったと推定される。ただ本稿は文献学上の考察である域を出ない。「棲鳳原」が「鳳栖原」の誤りであり、「艮之山，兌之水」が所在地を特定する上で重要な根拠となり得るであろうことを指摘して今後の考古学・歴史地理学からの調査と研究に期待したい。

(2009, 12, 16)

\*本稿は平成21年度（2009年）科学研究費補助金（課題番号20520328）による研究成果の一部である。